

# 北海道社会福祉研究

## 第 37 号

### 〈論文〉

母子家庭の養育費受給をめぐる課題

五十嵐詠夢 ··· 1

### 〈研究ノート〉

生活保護における加算の意義の検討と運用についての考察

渡邊真央人 ··· 13

リプロダクティブヘルスをめぐる葛藤と困難に関する基本的理解と一考察

近藤 純子 ··· 20

編集規定・投稿規定・執筆規定・査読報告書 ······ 33

編集後記

2017 年 3 月

北海道社会福祉学会

## 【論文】

# 母子家庭の養育費受給をめぐる課題

Issues on child support recipient—Cases of single-mother's family—

五十嵐 詠夢(当別町役場)

### 要旨：

本研究は、母子家庭における養育費の現状を踏まえ、その課題について示すことを目的とした。その結果、養育費の決めを行っている家庭は 56.3%に留まり、決めを行っていても定期受給のある家庭は 39.5%と非常に低い割合であった。また、養育費により子どもにかかる費用が補填できているか検討した結果、補填できている割合が有意に高かった項目は 12 項目中、食費、服飾費、お祝い事の費用に留まり、受給額も全国平均以下の家庭が多くを占めた。以上の結果から、養育費をめぐる課題は①協議離婚による適切な決めの困難性、②子どもにかかる費用に対する受給額の低さ、③父親の経済的困窮による支払い困難、④養育費及び面会交流への正しい認識不足、⑤司法中心の現行養育費制度の限界であることが示唆された。

Keywords：母子家庭、養育費

### 1. はじめに

近年、日本において離婚は珍しいことではなくなり、2015 年には 22 万 6215 組もの夫婦が離婚に至っている(厚生労働省、2015)。子どものいる夫婦の場合、どちらが親権を持つかという問題が生じるが、日本では母親に親権が渡ることがほとんどであり、親の離婚を経験した子どもたちの多くが母子家庭として生活を送っている。

では母子家庭の生活実態はどのようなものなのか。日本の母子家庭は働いていても貧困から抜け出せない状況に置かれることが多く、現在、その貧困率は 54.6%にまで上り(厚生労働省、2014)、OECD 加盟国の中で最も高い数値となっている。いうまでもなく、貧困状態を余儀なくされているその暮らしづくりは厳しいものであり、貧困の中で育つ子どもにも様々な制約が課されることが推察される。

そのような中、母子家庭の生活を支える手立てとして、就労収入の他、児童扶養手当のような社会手当や父親からの養育費が挙げられるが、養育費については受給している家庭自体が少なく、全国的な養育費受給率は 19.7%と非常に低い割合を示している

(厚生労働省、2012)。養育費が支払われない要因としては、養育費の決めが義務付けられていない協議離婚が日本の離婚の 9 割を占めていることの他、父親の無責任な態度や養育費の支払いを介した元夫との関係の継続を望まない母親が多いこと(下夷、2008)、父親の経済問題等が指摘されている(大石、2012)。養育費の受給が低調である現状は、子どもの心身の健やかな成長という観点から早急に解決されるべき問題となるが、養育費をめぐる問題は受給の有無のみならず、以下の点についても指摘されてきている。

1 つ目に、養育費が支払われていても、子どもの健やかな成長という点において金額が不十分であるという問題である。現在の平均的な養育費受給額は 43,482 円と報告されている(厚生労働省、2012)。この受給額に対し、周(2012a)は、本来子どもの養育にかかるであろう費用の半分以下であることを指摘しており、下夷(2008)も、過去 40 年の司法統計から調停・審判事件の養育費額は上昇しているが、勤労者収入や教育費支出ほど伸びておらず、金額が十分なものではないことを指摘している。養育費額が不

十分とされる背景には、当事者間での話し合いの元に取り決められる金額が低額であることの他、養育費の算出を目的として作成された養育費算定表による算出額の低さが挙げられる。養育費算定表は2003年に東京・大阪養育費等研究会が発表したものであり、父母の収入や子どもの人数、年齢等を照らし合わせることにより手軽に養育費額の目安がわかる仕組みとなっているが、これによる算出方法に疑問を呈する声もあり、見直しの必要性が多く指摘されている(松嶋, 2003, 2010, 2012, 2013; 岡, 2006; 竹下, 2013)。

2つ目に、日本の養育費確保政策の問題が挙げられる。日本が養育費確保政策に本格的に取り組み始めたのは2002年のことであり、離婚の増加に伴う児童扶養手当受給者増加により生じた財政問題の緩和のため養育費に目が向けられたという背景がある。

日本では、司法により養育費の確保が行われておらず、養育費が支払われなくなった際には裁判所が支払いの履行勧告を行う制度や、父親の給料から養育費を天引きする制度があるが、前者は父親が応じなければその後の受給につながらず、後者は父親の居所等がわからなければ利用できないといった問題があり、その実効性についての指摘がこれまでになされている。それに対し、諸外国では司法のみならず行政も養育費確保に取り組んでおり、国家が親の扶養責任の追及を行う制度や、養育費が支払われない場合に、国が費用を肩代わりするというような制度が存在している。日本においても養育費受給をより確実なものとするため、このような諸外国の制度導入についての検討が行われている(石橋, 2000; 橋爪, 2010; 小川, 2011; 大石, 2014; 嶋貴, 2005; 下夷, 2006, 2011, 2012, 2014a, 2014b; ; 棚村, 2012; 山口, 2012)。

先行研究では、上述のように養育費受給をめぐる問題点について多く指摘されている。そこで本研究では、アンケート調査により実際の養育費受給の現状を踏まえた上で、養育費をめぐる課題について示すことを目的とする。

## II. 研究方法

### 1. 調査対象

調査対象は、①北海道母子寡婦福祉連合会の母子会員420名、②母子家庭に関する全国組織の北海道支部における母子会員及びA市内のNPO法人の活動に参加する子どもの母親31名の計451名とした。

### 2. 調査方法

北海道母子寡婦福祉連合会に対しては母子会各支部の役員21名に協力を仰ぎ、各支部にて母子会員が集まる際、役員から離別及び死別母子家庭へ向けた自記式質問紙を配布して頂く形で留め置き調査を行った。母子家庭に関する全国組織の北海道支部における母子会員及びA市内のNPO法人の活動に参加する子どもの母親に対しては郵送調査を行った。

### 3. 調査期間

調査期間は、2015年4月から2015年9月であった。

### 4. 質問項目

死別母子家庭を含めた全ての母子家庭に対する質問項目は「母親及び子どもの基本属性」10項目、「母親の仕事・収入状況」8項目、「社会保険加入状況」3項目、「生活状況」9項目、「子どもに対する支出状況」2項目の計32項目である。離別母子家庭に対する質問項目は上記32項目に「離婚時及び養育費の状況」10項目、「面会交流状況」6項目を加えた計48項目である。

### 5. 解析

集計と分析には統計解析ソフト(SPSS ver.22)を使用し、 $\chi^2$ 検定を用いた。

### 6. 倫理的配慮

調査は無記名で行い個人が特定できないように配慮すること、得られたデータは研究以外の目的に使用せず、厳重に管理することを調査対象者に書面にて説明し同意を得て調査を実施した。なお、本調査は北海道医療大学大学院看護福祉学研究科倫理委員会の承認を得て実施した(承認番号: 14N033032)。

### III. 結果

#### 1. 調査対象

調査対象者 451 名のうち、死別母子家庭を含めた 224 名より回答を得た(回収率 49.7%). 本調査では、養育費をめぐる課題について示すことを目的としたことから、そのうち離別母子家庭 190 名(84.8%)を調査対象として検討していく.

#### 2. 基本属性

##### 2-1. 年齢

離婚時における母の平均年齢は  $32.9 \pm 6.16$  歳であり、年代構成は 20~29 歳が 55 名(28.9%), 30~39 歳が 101 名(53.2%), 40~49 歳が 29 名(15.3%), 50 歳以上が 5 名(2.6%)であった。現在の母の平均年齢は  $43.6 \pm 8.06$  歳であり、年代構成は 20~29 歳が 10 名(5.3%), 30~39 歳が 42 名(22.1%), 40~49 歳が 96 名(50.5%), 50 歳以上が 42 名(22.1%), 離婚時からの経過年数は平均  $10.6 \pm 6.64$  年であった(表 1).

表1. 母の年齢

	有効回答数	属性	人数	%
離婚時の年齢	190	20~29歳	55	28.9
		30~39歳	101	53.2
		40~49歳	29	15.3
		50歳以上	5	2.6
現在の年齢	190	20~29歳	10	5.3
		30~39歳	42	22.1
		40~49歳	96	50.5
		50歳以上	42	22.1

##### 2-2. 最終学歴

母の最終学歴は、中学校が 9 名(4.7%), 高校が 109 名(57.4%), 高等専門学校が 12 名(6.3%), 短大が 24 名(12.6%), 大学・大学院が 6 名(3.2%), 専修学校・各種学校が 21 名(11.1%), その他が 3 名(1.6%), 無回答者が 6 名(3.2%)であり、高校の割合が最も高かった(表 2).

##### 2-3. 就労形態

母子家庭となる前の就労形態は、正規の職員・従業員が 36 名(18.9%), 派遣社員が 3 名(1.6%), パート・アルバイト等が 57 名(30.0%), 会社等の役員が

表2. 母の最終学歴

属性	人数	%
中学校	9	4.7
高校	109	57.4
高等専門学校	12	6.3
短大	24	12.6
大学・大学院	6	3.2
専修学校・各種学校	21	11.1
その他	3	1.6
無回答	6	3.2
合計	190	100.1

0 名(0.0%), 自営業が 10 名(5.3%), 家族従業者が 6 名(3.2%), 家事労働が 62 名(32.6%), その他が 10 名(5.3%), 無回答者が 6 名(3.2%)であり、家事労働の割合が最も高かった(表 3).

現在の就労形態は、正規の職員・従業員が 72 名(37.9%), 派遣社員が 5 名(2.6%), パート・アルバイト等が 66 名(34.7%), 会社等の役員が 2 名(1.1%), 自営業が 6 名(3.2%), 家族従業者が 2 名(1.1%), 家事労働が 5 名(2.6%), その他が 26 名(13.7%), 無回答者が 6 名(3.2%)であり、離別前に最も多かった家事労働は 5 名(2.6%)と大きく減少し、全国調査の結果と同様に、ほとんどの母親が何らかの職業に従事していた(表 3).

##### 2-4. 就労収入

就労収入は平均  $194.3 \pm 142.9$  万円、200 万円未満が 102 名(53.7%), 200~300 万円未満が 32 名(16.8%), 300~400 万円未満が 17 名(8.9%), 400~500 万円未満が 10 名(5.3%), 500~700 万円未満が 4 名(2.1%), 700 万円以上が 1 名(0.5%), 無回答者が 24 名(12.6%)であった(表 4).

##### 2-5. サポートの有無

サポートの有無について、何らかのサポートを受けている家庭が 96 名(50.5%), 何のサポートも受けていない家庭が 90 名(47.4%), 無回答者が 4 名(2.1%)であり、公的なものから身近なサポートを含め、何のサポートも受けていない者が約半数を占めた(表 5).

表3. 母の離婚前後における就労形態

属性	母子家庭となる前		現在	
	人数	%	人数	%
正規の職員・従業員	36	18.9	72	37.9
派遣社員	3	1.6	5	2.6
パート・アルバイト等	57	30	66	34.7
会社等の役員	0	0	2	1.1
自営業	10	5.3	6	3.2
家族従業者	6	3.2	2	1.1
家事労働	62	32.6	5	2.6
その他	10	5.3	26	13.7
無回答	6	3.2	6	3.2
合計	190	100.1	190	100.1

表4. 母の就労収入

属性	人数	%
200万円未満	102	53.7
200~300万円未満	32	16.8
300~400万円未満	17	8.9
400~500万円未満	10	5.3
500~700万円未満	4	2.1
700万円以上	1	0.5
無回答	24	12.6
合計	190	99.9

表5. サポートの有無

属性	人数	%
あり	96	50.5
なし	90	47.4
無回答	4	2.1
合計	190	100

### 3. 離婚形態及び養育費・面会交流の状況

以下では、養育費受給状況及び受給の有無に至った背景要因について示す。

#### 3-1. 離婚形態

離婚形態は、協議離婚が 125 名(65.8%)、調停離婚が 41 名(21.6%)、裁判離婚が 8 名(4.2%)、その他が 6 名(3.2%)、無回答者が 10 名(5.3%)であり、日本は協議離婚がほとんどであるという先行研究等の指摘と同様に、本調査においても協議離婚が最も多い結果となった(表 6)。

#### 3-2. 養育費決めの有無及び決め方法

養育費決めの有無について、決め有が 107 名(56.3%)、決め無が 71 名(37.4%)、無回答者が 12 名(6.3%)であり、決め有の方が上回ったが、約 4 割の家庭が決め自体行っていないという結果となつた。

決め方法は、調停・裁判が 36 名(33.6%)と最も多く、口頭が 32 名(29.9%)、公正証書が 25 名(23.4%)、念書が 10 名(9.3%)、その他が 4 名(3.7%)であった。調停・裁判や公正証書といった養育費が支払われなくなった場合に法的対処が可能な決めを行っている家庭が半数を占めたが、口頭や念書のような法的対処ができない決めを行っている家庭も一定数いた(表 6)。

#### 3-3. 養育費の決めを行っていない理由(複数回答)

養育費決め無の 71 名のうち、決めを行わなかつた理由は、相手に支払う能力や意思がないと思ったが 42 名(43.3%)と最も多く、相手と関わりたくないが 31 名(32.0%)、決めの交渉をしたが、まとまらなかつたが 8 名(8.2%)、その他が 7 名(7.2%)、決めの交渉がわづらわしいが 3 名(3.1%)、現在交渉中または今後交渉予定が 2 名(2.1%)、自分の収入等で経済的に問題ないが 2 名(2.1%)、相手に養育費を請求できるとは思わなかつたが 1 名(1.0%)、子どもを引き取つた方が養育費を負担するものと思っていたが 1 名(1.0%)であった(表 7)。

表6. 離婚形態及び養育費取決め状況

離婚形態	有効回答数 190	属性	人数	%
離婚形態	190	協議離婚	125	65.8
		調停離婚	41	21.6
		裁判離婚	8	4.2
		その他	6	3.2
		無回答	10	5.3
養育費取決有無	190	あり	107	56.3
		口頭	32	29.9
		念書	10	9.3
		公正証書	25	23.4
		調停・裁判	36	33.6
		その他	4	3.7
なし			71	37.4
		無回答	12	6.3

表7. 養育費取決めを行っていない理由（複数回答）

属性	人数	%
相手に支払う能力や意思がないと思った	42	43.3
相手と関わりたくない	31	32.0
取決めの交渉をしたが、まとまらなかった	8	8.2
取決めの交渉がわづらわしい	3	3.1
相手に養育費を請求できるとは思わなかつた	1	1.0
現在交渉中または今後交渉予定	2	2.1
自分の収入等で経済的に問題ない	2	2.1
子どもを引き取った方が養育費を負担するものと思っていた	1	1.0
その他	7	7.2
合計	97	100.0

### 3-4. 養育費受給状況

養育費の取決めを行っている家庭の現在の養育費受給状況は、定期的に受け取っているが47名(39.5%), 不定期だが受け取っているが9名(7.6%), 以前支払われていなかつたが、現在支払われているが1名(0.8%), 以前支払われていたが、現在支払われていないが24名(20.2%), 支払われたことはないが12名(10.1%), 無回答者が26名(21.8%)であり、取決めを行っていても、定期的に養育費を受給している家庭は4割に留まった(表8)。

### 3-5. 養育費受給額

養育費受給額は、全体平均が $4.2 \pm 2.43$ 万円であり、厚生労働省(2012)の全国調査よりも1000円程

低い数値であった<sup>1)</sup>。子どもの人数別にみると、子ども1人世帯では平均 $3.5 \pm 1.18$ 万円、子ども2人世帯は平均 $4.2 \pm 2.37$ 万円、子ども3人世帯は平均 $5.6 \pm 3.62$ 万円、子ども4人世帯は1名のみの回答であり、その受給額は2万円であった。全国調査の受給額と比較すると、総数及び子ども2人世帯、4人世帯は全国平均を下回り、子ども4人世帯では全国平均より約7万円低かった。また、子ども1人世帯は全国平均と同様の水準であり、子ども3人世帯においては全国調査を2000円程上回ったが、それぞれの受給額をみると、全国平均以下の者が子ども1人世帯では15名(62.5%), 子ども3人世帯では8名(61.5%)おり、受給額は全体的に低めの傾向にあった(表9)。

表8. 養育費受給状況

属性	人数	%
定期的に受け取っている	47	39.5
不定期だが受け取っている	9	7.6
以前支払われていなかったが現在支払われている	1	0.8
以前支払われていたが現在支払われていない	24	20.2
支払われたことはない	12	10.1
無回答	26	21.8
合計	119	100.0

表9. 世帯における子どもの人数別養育費受給額

受給額	総数 n=74	子どもの人数				人数(%)
		1人 n=24	2人 n=36	3人 n=13	4人 n=1	
1~2万円以下	14(18.9)	3(12.5)	9(25.0)	1(7.7)	1(100.0)	
3万円以下	25(33.8)	12(50.0)	9(25.0)	4(30.8)	0(0.0)	
4万円以下	9(12.2)	4(16.7)	4(11.1)	1(7.7)	0(0.0)	
5万円以下	11(14.9)	4(16.7)	5(13.9)	2(15.4)	0(0.0)	
6万円以下	4(5.4)	0(0.0)	3(8.3)	1(7.7)	0(0.0)	
7万円以下	4(5.4)	1(4.2)	2(5.6)	1(7.7)	0(0.0)	
8万円以下	3(4.1)	0(0.0)	2(5.6)	1(7.7)	0(0.0)	
9万円以下	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	
10万円以上	4(5.4)	0(0.0)	2(5.6)	2(15.4)	0(0.0)	
合計	74(100.1)	24(100.1)	36(100.1)	13(100.1)	1(100.0)	

### 3-6. 離婚形態と養育費取決めの関連性

養育費の取決め状況を離婚形態別にみたところ、協議離婚では養育費取決め有が 63 名(51.6%), 取決め無が 59 名(48.4%)と約半数の家庭が取決めを行っていないのに対し、裁判所を通した調停離婚では取決め有が 36 名(87.8%), 取決め無が 5 名(12.2%), 裁判離婚では取決め有が 5 名(62.5%), 取決め無が 3 名(37.5%)と、取決めを行っている割合が有意に高い結果となった( $p=.001$ )(表 10)。

### 3-7. 子どもにかかる費用に対する養育費受給有無の影響

子どもにかかる費用を食費、服飾費、学校教育費、学校行事費、その他学校でかかる費用、学校以外の学習費(塾等)、習い事の月謝、友人との交際費、娯楽品費、子どもとのお出かけ費用、お祝い事の費用、子どもの将来のための費用の 12 項目に分類し、各

項目が養育費受給により補填できているか検討を行った。その結果、養育費受給により補填できている割合が有意に高かった項目は、食費( $p=.019$ )、服飾費( $p=.005$ )、お祝い事の費用( $p=.024$ )の 3 項目に留まり、子どもの将来のための費用については、養育費の受給がある家庭においても不足していると回答した家庭が約 7 割に上った(表 11)。

### 3-8. 元夫の離婚時年収

元夫の離婚時年収は、平均  $327.5 \pm 175.08$  万円であり、200 万円未満が 17 名(8.9%)、200~300 万円未満が 16 名(8.4%)、300~400 万円未満が 47 名(24.7%)、400~500 万円未満が 17 名(8.9%)、500~700 万円未満が 16 名(8.4%)、700 万円以上が 5 名(2.6%)、無回答者が 72 名(37.9%)であった(表 12)。大石(2012)は、平均的な養育費額を支払うために必要な年収を算出しており、0~14 歳の子どもが 1 人

表10. 離婚形態と養育費取決めの関連

養育費取決有無	離婚形態 n=177					有意差
	協議離婚		調停離婚	審判離婚	裁判離婚	
	n=122	n=41	n=0	n=8	n=6	
あり	63(51.6)	36(87.8)	0(0.0)	5(62.5)	3(50.0)	
なし	59(48.4)	5(12.2)	0(0.0)	3(37.5)	3(50.0)	**
合計	122(100.0)	41(100.0)	0(0.0)	8(100.0)	6(100.0)	

\*p&lt;.05, \*\*p&lt;.01, \*\*\*p&lt;.001

表11. 子どもにかかる費用に対する養育費受給有無の影響

子どもにかかる費用不足の有無	養育費受給				有意差
	あり		なし		
	人数	%	人数	%	
食費	あり	14	31.1	20	57.1
	なし	31	68.9	15	42.9
	合計	45	100.0	35	100.0
服飾費	あり	14	31.1	22	62.9
	なし	31	68.9	13	37.1
	合計	45	100.0	35	100.0
学校教育費	あり	17	37.8	13	37.1
	なし	28	62.2	22	62.9
	合計	45	100.0	35	100.0
学校行事費	あり	2	4.4	6	17.1
	なし	43	95.6	29	82.9
	合計	45	100.0	35	100.0
その他学校でかかる費用	あり	10	22.2	6	17.1
	なし	35	77.8	29	82.9
	合計	45	100.0	35	100.0
学校以外の学習費	あり	14	31.1	12	34.3
	なし	31	68.9	23	65.7
	合計	45	100.0	35	100.0
習い事の月謝	あり	12	26.7	12	34.3
	なし	33	73.3	23	65.7
	合計	45	100.0	35	100.0
友人との交際費	あり	7	15.6	8	22.9
	なし	38	84.4	27	77.1
	合計	45	100.0	35	100.0
娯楽品費	あり	5	11.1	9	25.7
	なし	40	88.9	26	74.3
	合計	45	100.0	35	100.0
子どものお出かけ費用	あり	14	31.1	13	37.1
	なし	31	68.9	22	62.9
	合計	45	100.0	35	100.0
お祝い事の費用	あり	5	11.1	11	31.4
	なし	40	88.9	24	68.6
	合計	45	100.0	35	100.0
子どもの将来のための費用	あり	33	73.3	22	62.9
	なし	12	26.7	13	37.1
	合計	45	100.0	35	100.0

\*p&lt;.05, \*\*p&lt;.01, \*\*\*p&lt;.001

表12. 元夫の離婚時の年収・面会交流状況・養育費制度利用の有無

	有効回答数	属性	人数	%
元夫の離婚時年収	190	200万円未満	17	8.9
		200~300万円未満	16	8.4
		300~400万円未満	47	24.7
		400~500万円未満	17	8.9
		500~700万円未満	16	8.4
		700万円以上	5	2.6
		無回答	72	37.9
面会交流の有無	190	定期的に行っている	9	4.7
		不定期だが行っている	60	31.6
		行ったことがない	91	47.9
		無回答	30	15.8
面会交流への考え方	99	積極的に行いたいと思う	4	4
		行った方が良いと思う	25	25.3
		どちらでも良い	15	15.2
		できるなら行いたくない	15	15.2
		行いたくない	12	12.1
		無回答	28	28.3
制度利用の有無	36	ある	4	11.1
		ない	21	58.3
		制度を知らなかった	3	8.3
		無回答	8	22.2

の場合は 350 万円、15~19 歳の子どもが 1 人の場合は 250 万円が必要であることを指摘しているが、本調査結果では、離婚時年収が 250 万円未満の父親は 31 名(26.3%)、350 万円未満の父親は 67 名(56.8%)と半数以上を占めた。

### 3-9. 面会交流状況

面会交流の状況について、行ったことがないが 91 名(47.9%)と最も多く、次いで不定期だが行っているが 60 名(31.6%)、定期的に行っているが 9 名(4.7%)、無回答者が 30 名(15.8%)であり、厚生労働省(2012)の全国調査と同様、面会交流を行っていない割合が約半数を占めた<sup>2)</sup>(表 12)。また、面会交流の有無と養育費受給の有無の関連性をみたところ、面会交流を行っている家庭の方が、養育費を受給している割合が有意に高い結果となった( $p=.004$ )(表 13)。

### 3-10. 離婚時における母の面会交流に対する考え方

離婚時における母の面会交流に対する考えは、行つ

表13. 面会交流の有無と養育費受給の有無

養育費受給有無	面会交流の有無			有意差
	あり n=46	なし n=41	合計 n=87	
あり	34(65.4)	18(34.6)	52(100.0)	**
なし	12(34.3)	23(65.7)	35(100.0)	

\* $p<.05$ , \*\* $p<.01$ , \*\*\* $p<.001$

た方が良いと思うが 25 名(25.3%)と最も多く、どちらでも良い、できるなら行いたくないが各 15 名(15.2%)、行いたくないが 12 名(12.1%)、積極的に行いたいと思うが 4 名(4.0%)、無回答者が 28 名(28.3%)であった。行った方が良いと思うと回答した家庭が最も多くはあるが、出来るなら行いたくない、行いたくないの両者を合わせると、行った方が良いと思う家庭よりも多い結果となった(表 12)。

### 3-11. 養育費確保に関する制度利用について

現在養育費が支払われていない者のうち、強制執行等の養育費確保制度の利用の有無について、ある

と回答した者が 4 名(11.1%), ないと回答した者が 21 名(58.3%), 制度の存在を知らなかつたと回答した者が 3 名(8.3%), 無回答者が 8 名(22.2%)であり、約 6 割は制度を利用ていなかつた。また、制度を利用した効果については、あつたと回答した者が 0 名(0.0%), なかつたと回答した者が 4 名(100.0%)であり、制度を利用した者全員が、効果がなかつたと回答していた(表 12)。

#### IV. 考察

日本では協議離婚が約 9 割を占めているが、本調査においても同様に協議離婚が最も多い結果となつた。それゆえ、養育費の取決め自体が行われない、もしくは取決めを行つてゐるにも関わらず養育費を受給できない家庭が多くみられた。また、受給している家庭であつても養育費額が不十分であるゆえに、養育費の本来の目的である子どもの生活保障が十分になされていない実態が明らかとなつた。

以下では、上述のような養育費受給をめぐる問題について整理する。

##### 1. 養育費の取決めについて十分に話し合われていない

厚生労働省(2012)の全国調査によれば、養育費の取決めをしていると回答した者が 38.0% であったのに対し、本調査では 56.3% と全国に比べ高い数値を示しており、要因として、本調査は全国調査に比べ協議離婚の割合が低かつたことが考えられる。なお、協議離婚の場合にも 51.6% の家庭が取決めを行つてゐる点について、調査対象者の離婚経過年数が平均  $10.6 \pm 6.64$  年であることから、2002 年の養育費確保策実施後に離婚した家庭も多くいることが考えられ、この取り組みが一定の効果をあげた可能性もある。しかし、取決めを行つていても養育費を受給できるとは限らず、本調査では 39.2% の母が養育費の支払いが滞つた場合に法的な対応のできない取決めを行つていた。また、取決めを行つてない理由については、相手に支払う能力や意思がないと思った、相手と関わりたくないが多く挙げられ、厚生労働省(2015)が指摘するように、養育費が子ど

もの養育に重要な役割を果たすことを父母自身が正しく理解していないことが考えられる。

##### 2. 取決めを行つても養育費が受給できない

取決めは全国に比べ高い割合となつたが、取決めをしている者のうち実際に受給している家庭は 47.9% であり、そのうち定期的に受け取つてゐる家庭は 39.5% と非常に低い。厚生労働省(2012)の報告からも、養育費の取決めを行つてゐる家庭の 50.4% は養育費を受給できていないという実態が明らかにされており、取決めにより必ず養育費を受給できるとは限らない状況が本調査においても同様にみられた。

また、養育費を受給できない要因として、父親が養育費を支払えるだけの収入を得ていない可能性がある。前述のように、大石(2012)は、平均的な養育費額を支払うためには 0~14 歳の子どもが 1 人の場合に 350 万円、15~19 歳の子どもが 1 人の場合に 250 万円が必要であることを指摘している。本調査における離婚時の子どもの平均年齢は  $7.8 \pm 5.19$  歳であったことから、多くの父親が年収 350 万円以上を得ていることが望ましいと考えられるが、67 名(56.8%)と半数以上の父親が年収 350 万円に満たず、養育費を支払いたくても支払うことが困難な父親も一定数いることが推察される。

##### 3. 養育費受給額が低く、子どもにかかる費用を十分に補填できない

養育費の問題は、受給率の低さのみならず、その金額の低さにも問題がある。本調査における養育費の平均受給額は  $4.2 \pm 2.43$  万円であり、全国平均の 43,482 円とほぼ同様の結果であった。しかし、子どもの人数別にみていくと、全国平均以下の養育費額を受給している世帯は子ども 1 人世帯で 62.5%，2 人世帯で 75.0%，3 人世帯で 61.5%，4 人世帯は 1 名のみであったが、全国平均と 7 万円以上の差がついている。周(2012a)は、総務省統計局の家計調査を基に母子家庭における平均子ども費を算出し、全国調査の養育費の平均受給額が子どもにかかる平均費用の半分以下であることを指摘しているが、本調査

対象者の受給額はさらに低い結果となった。さらに、養育費受給の有無と子どもにかかる費用不足の有無の関係性についてみたところ、有意差がみられたのは 12 項目中、食費、服飾費、お祝い事の費用の 3 項目のみであり、いずれも受給している方が不足を感じている割合が低いことから、養育費により費用不足が補われていると考えられる。しかし、受給のある家庭においても各項目において費用不足がみられることから、周(2012)が指摘するように、養育費額が実際の子育てにかかる費用に比べ少ないことがうかがわれる。

#### 4. 面会交流の有無が養育費受給状況に少なからず影響している

養育費受給の有無と面会交流実施の有無の関係性についてみたところ、面会交流を実施している方が養育費を受給している割合が有意に高かった。養育費と面会交流が密接に関連していることは從来から言われており、棚村(2013)は「面会交流を実施しているケースでは養育費も支払われていることが多い、養育費が支払われない場合には面会交流も行われていないことが少なくない」と指摘している。また、場合によっては養育費と面会交流が交換条件のようになることもあります。関根(2013)は「当事者から、面会交流が実施されないと養育費を支払わないと主張されたり、反対に養育費が支払われないと面会交流には応じられない」と主張されたりすることがある」と指摘している。

また、本調査対象者の離婚時における面会交流に対する考えは、積極的に行いたいと思うと回答した者は 4 名(4.0%)に留まるのに対し、出来るなら行いたくない、行いたくないと回答した者が 27 名(27.3%)と最も多くなったことから、養育費受給のために面会交流を行っている家庭も少なからず存在することが考えられる。

#### 5. 養育費確保制度の利用が少ない

取決めを行っていても養育費が受給できるとは限らない状況の中、公正証書等の法的効力のある文書を作成してある場合には、前述のように養育費確保

に関する各種制度の利用が可能である。しかし、本調査においてそれら制度を利用した母は 11.1%と非常に少なく、理由として「金額も少ないし、関わりたくないし、その分自分で働いた方が気分的に楽だから」というように、元夫による経済的負担に負担を感じるという意見から「利用するための時間とお金がない」という制度利用のための時間的、経済的余裕のなさがうかがわれる意見があった。下夷(2014)は、履行勧告・命令は実効性に問題があり、強制執行も手続きについて母親の負担が大きく、仮に給与の差し押さえができたとしても父親が退職すれば差し押さえができなくなることを指摘しており、棚村(2013)は「強制執行には時間や費用が掛かり、わずかな金額の養育費をとるには適さない」という問題もある」と指摘している。これらの指摘のように、本調査において制度を利用した母のうち、効果があったと答えた者は 0 名であった。以上のことから、母親を制度利用から遠ざけている要因は当事者同士の問題のみでなく、制度の仕組みや実効性にも問題があるといえよう。

### V. 結論

本調査において、養育費のもたらす効果や養育費受給をめぐる課題について検討した結果、養育費を受給していても、その金額の低さと生活の厳しさが重なり、子どもにかかる各種費用を十分に補うことができていないことが明らかとなった。以上の結果から、養育費受給をめぐる課題は以下の 5 点に整理できる。

#### 1. 協議離婚による適切な養育費の取決めは困難である

離婚形態別でみると、協議離婚が最も取決め率が低く、さらには取決めを行っていても養育費額が不十分であったり、養育費が支払われない場合に法的対処のできない取決めを行っている家庭も少なくなかった。

#### 2. 子どもにかかる費用に対し、養育費額が低い

本調査対象者の平均養育費受給額は全国調査に比

べ低い傾向にあり、さらに子どもにかかる各種費用のうち、養育費受給により補填されている割合が有意に高い項目は食費、服飾費、お祝い事の費用であり、生活上最低限必要である項目に限られた。なお、養育費により補填できている項目は少ないが、受給のない場合には衣食住の費用さえ補填できていない家庭が多数いた。

### 3. 父親の経済的困窮による支払い困難

取決めを行っていても養育費を受給できない背景として、養育費を支払えるだけの経済的余裕がない父親が一定数いるという結果が得られた。

### 4. 養育費及び面会交流への正しい認識不足

養育費及び面会交流は、どちらも子どもの健やかな成長には重要なものであるが、父母間での争いのもとになる場合がある。本調査結果において面会交流の実施割合と養育費受給割合が比例していたこと、面会交流を積極的に行いたいと思うと回答した割合がわずかであったことから、両者が父母間で交換条件となっていることが考えられる。

### 5. 司法中心の現行制度の限界

取決めを行っていても養育費を受給できない家庭がいるにもかかわらず、実際に養育費確保制度を利用した母は1割程度であり、制度の効果については、全員効果がなかったと回答していたことから、現行制度による養育費確保には限界があるといえる。

## VII. 本研究の限界と今後の課題

本研究では、北海道母子寡婦福祉連合会及び母子家庭に関する全国組織の北海道支部の母子会員、A市内のNPO法人の活動に参加する子どもの母親というような何らかのサポート機関につながりをもつ母親を調査対象者としたため、母子家庭全体の状況を捉えられていない可能性がある。そのため、今後はそのようなサポート機関につながることのできない母親に対しても調査を行う必要がある。

### (注)

- 1) 厚生労働省(2012)「平成23年度全国母子世帯等調査」によれば、養育費受給額の平均は、総数が43,482円、子ども1人世帯が35,438円、2人世帯が50,331円、3人世帯が54,357円、4人世帯が96,111円であった。
- 2) 厚生労働省(2012)「平成23年度全国母子世帯等調査」によれば、現在も面会交流を行っているが369世帯(27.7%)、面会交流を行ったことがあるが234世帯(17.6%)、面会交流を行ったことがないが677世帯(50.8%)、不詳が52世帯(3.9%)であった。

### 文献

- 橋爪幸代 (2010) 「ひとり親家庭に対する経済的支援制度と養育費の徴収－イギリスのChildSupport制度の試行錯誤を通して」『上智法學論集』53(4), 129-151.
- 飯田照彦 (2009) 「養育費・婚姻費用算定表の活用に当たっての課題の整理」『調停時報』174, 75-79.
- 石橋恵 (2000) 「イギリスにおける養育費履行確保制度」『大東法政論集』8,81-109.
- 厚生労働省 (2012) 「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告」  
([http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/boshi-katei/boshi-setai\\_h23/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/))
- 厚生労働省 (2014) 「平成25年国民生活基礎調査概況」  
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/index.html>, 2015.11.5)
- 厚生労働省(2015)「離婚前の子どもの養育に関する取決めを促すための効果的な取組に関する調査研究事業報告書」  
([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/boshi-katei/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/), 2015.1.30)
- 厚生労働省(2016)「平成27年(2015)人口動態統計(確定数)の概況」  
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei15/index.html>)
- 松嶋道夫 (2005) 「子どもの養育費裁判がおかしい－『東京・大阪裁判官の簡易算定表』について」

- 『久留米大学法学』51/52, 122-100.
- 松嶋道夫 (2010) 「子どもの養育費の算定基準、養育保障はいかにあるべきか」『久留米大学法学』64, 174-119.
- 松嶋道夫 (2012) 「養育費・婚姻費用分担における簡易算定方式と養育保障の課題」『久留米大学法学』67, 226-184.
- 松嶋道夫 (2013) 「簡易算定方式の問題点とあるべき養育費・婚姻費用の算定」『自由と正義』64(3), 21-27.
- 小川富之 (2011) 「子どもの養育費の履行確保について」棚村政行・小川富之編『中川淳先生傘寿記念論集—家族法の理論と実務』日本加除出版, 493-531.
- 岡健太郎 (2006) 「養育費・婚姻費用算定表の運用上の諸問題」『判例タイムズ』57(18), 4-11.
- 大石亜希子 (2012) 「第9章 離別男性の生活実態と養育費」西村周三監修 国立社会保障・人口問題研究所編 『日本社会の生活不安—自助・共助・公助の新たなかたち』221-246.
- 大石亜希子 (2014) 「養育費の徴収強化が離別母子世帯の貧困削減に及ぼす影響—米・ウィスコンシン州の養育費徴収スキームを例に」『週刊社会保障』2766, 55-59.
- 関根澄子 (2013) 「第2章第1 家庭裁判所における面会交流及び養育費をめぐる事件の実務」棚村政行編著 『面会交流と養育費の実務と展望—子どもの幸せのために』日本加除出版, 36-63.
- 嶋貫真人 (2005) 「児童扶養手当制度改革に向けた提言—子どもの「養育費を受ける権利」を基底においた考察.」『沖縄大学人文学部紀要』6, 91-115.
- 下夷美幸 (2006) 「イギリスにおける児童扶養政策の展開」『社会志林』53(2), 1-18.
- 下夷美幸 (2008) 『養育費政策にみる国家と家族—母子世帯の社会学』勁草書房.
- 下夷美幸 (2011) 「養育費問題からみた日本の家族政策—国際比較の視点から」『比較家族史研究』25(0), 81-104.
- 下夷美幸 (2012a) 「オーストラリアの養育費制度—もうひとつのアングロサクソンモデル」
- 養育費相談支援センター 『養育費確保の推進に関する制度的諸問題—平成23年度養育費の確保に関する制度問題研究会報告』40-61.
- 下夷美幸 (2012b) 「イギリスにおける養育費政策の変容—子どもの貧困対策との関連から」『大原社会問題研究所雑誌』649, 1-15.
- 下夷美幸 (2014a) 「離婚母子家庭と養育費—家族福祉の現代的課題」『社会福祉研究』120, 145-151.
- 下夷美幸 (2014b) 「離別した父親の扶養義務の履行確保について—日本とアメリカの養育費政策」『貧困研究』12, 71-81.
- 周燕飛 (2012a) 「第10章 養育費の徴収に秘策はあるのか」JILPT 労働政策研究報告書 No.140 『シングルマザーの就業と経済的自立』161-176.
- 周燕飛 (2012b) 「母子世帯の母親における正社員就業の条件」『季刊・社会保障研究』48(3), 319-333.
- 竹下博将 (2013) 「簡易算定方式・表の基本的問題とその修正」『The Tokyo Bar Association journal』13(11), 19-24.
- 棚村政行 (2012) 「養育費をめぐる課題と展望—アメリカでの最近の動きから」養育費相談支援センター 『養育費確保の推進に関する制度的諸問題—平成23年度養育費の確保に関する制度問題研究会報告』24-39.
- 棚村政行 (2013) 「第1章 面会交流と養育費にかかる民法の一部改正の経緯と概要」棚村正行編著 『面会交流と養育費の実務と展望 子どもの幸せのために』日本加除出版, 2-33.
- 東京大阪養育費等研究会 (2003) 「簡易迅速な養育費等の算定を目指して—養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案」『判例タイムズ』54(7), 285-315.
- 山口亮子(2012) 「アメリカの養育費制度についての一考察」『産大法学』46(3), 19-43.

## 【研究ノート】

# 生活保護における加算の意義の検討と運用についての考察

Discussion on significance of additional payments in public assistance and  
a consideration for its utilization

渡邊 真央人（札幌市役所）

## 要旨

ここ数年、生活保護改革の中で、様々な生活保護基準が引き下げられ、一部の加算は廃止された。しかし、一連の改革の中で、障害者や母子家庭の親などに対する生活保護費の加算の意義はあまり議論されていない。廃止された老齢加算などについて、学説は、廃止そのものに批判的な見解、廃止に理解を示しつつも生活保護基準全体の見直しを同時に行う必要性があることを指摘する見解など、様々なものがある。報告者は、加算の存在意義は、生活保護法の趣旨を踏まえ、継続的な特別需要がある人々の最低生活を保障するところにあると考える。そして加算額の根拠は、生活保護基準の妥当性という視点から包括的に捉えて見直す必要があると考える。また、生活保護制度では特別需要を補うものとして一時扶助もあるが、それは継続的な特別需要を補うものではないため、加算と一時扶助が補う特別需要が異なることを明確にして生活保護制度を運用していく必要がある。

Keywords : 生活保護、加算、一時扶助、特別需要、最低生活の保障

## 1. 生活保護法の改正

ここ数年、生活保護制度は大きな変革の波の中にある。2013年から2015年4月にかけ生活扶助費が段階的に引き下げられ、最大で約10%の下げ幅となった。また、生活保護費の減額は、生活扶助費のみならず、2015年4月には、住宅扶助費の引き下げ及び寒冷地域における冬季加算の引き下げが決定され、同年7月から実施されている。こうした生活保護基準の引き下げの根拠として、「生活保護基準部会報告書」（社会保障審議会2013）では、デフレによる物価下落による一般低所得世帯と被保護世帯における生活費の逆転などが挙げられている。

生活保護基準の引き下げが実施されるのと並行して、2014年7月には、自立支援策の充実や不正受給対策、扶養義務者への照会強化などを中心とした生活保護法の抜本的改正が行われ、1950年以来の大改正となった。しかしながら、1950年の大改正によって新生活保護法に新設された生活保護基準に関する規定（法第3条及び第8条）が見直されることはなく、依然として、日本の生活保護基準は「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」（法第3条）とされたままである。

生活保護制度は、自立支援と経済的給付との二本立てで構成され、経済的給付としての生活保護費の支給額は、被保護者の居住する市区町村を6つの級地に分け、各扶助につき級地別の支給額が設けられている。このうち、生活扶助費の第一類費は、食費や被服費を賄うものであり、世帯構成員の年齢と各級地とで区分された本体部分をベースに、妊娠婦や障がいなどの対象者の属性に応じた金額を加算することによって定まる。また、光熱費、通信費を賄う第二類費は、世帯単位で、居住地域の級地区分により基準額が設けられている。

ところで、生活保護基準については、ここ数年来の大幅な引き下げに先立ち、生活扶助第一類費に含まれる各種加算の減額、廃止が行われており、2006

年4月には老齢加算が、2009年4月には母子加算が全面的に廃止されるに至った。母子加算は、その後2009年12月から復活したものの、加算の適否を含め、現状では、生活保護基準については、引き下げの方向に動いていると言える。

そこで本稿では、生活保護基準のうち特に問題となっている加算に注目し、その意義を検討し、生活保護制度の中で被保護者の最低生活を保障していくためには、どのように運用されるべきかについて考察する。

## 2. 加算の意義と加算をめぐる先行研究

生活保護法の改正に触れて、厚生労働省は、本当に保護を必要とする国民を救済できる制度運用を目的とする、としているが、特に、2006年、2009年に行われた各種加算の廃止について、学説上その政策決定に異議をはさむ見解は多い。

たとえば海野(2004)は、高齢世帯、母子世帯それぞれの平均所得者、生活保護非受給の低所得者及び被保護者の食費や教育費等の支出割合を比較し、高齢被保護世帯では、満足な介護や娯楽、教養を楽しむ余裕はなく、衣食だけが賄われているだけの生活であるとし、母子世帯では、教育費や通信費の面で一般世帯と格差が広がり、次世代への低所得の連鎖が生じる可能性を指摘している。

特に老齢加算については、その設立の経緯や老齢福祉年金の存在から、廃止の方向性に一定の理解を示しながらも、高齢者世帯の社会生活にまで配慮した生活保護基準の設定の必要性を主張する見解が多い。石橋(2009)は、老齢加算の特別需要の理由が高齢者の大半に該当するのであれば、それらは「特別需要」として老齢加算によって補われるのではなく、生活扶助費本体部分の中で調整されるべきであるとして、その廃止に一定の理解を示している。井上(2010)は、被保護者の生活実態に関する裁判所判断について、厳しい制約、節約を甘受しなければならない被保護者の実態を把握していないとし、大友(2006)は、貧困発生の構造的把握を行い、貧困の程

度の絶対的把握を見直すべきであると主張している。また、石橋(2009)は、母子加算については、現状の子供の人数に応じて加算していく運用の見直しの必要性を指摘している。以上、これらの見解は、加算そのものの存在意義や運用方法に疑義を申し立てているものであり、学説上、加算を廃止した後の生活保護基準の内容を肯定したものはほぼ見られない状況である。また、加算廃止に伴い各地で提訴された訴訟においても、加算廃止自体を認めながらも、それに伴い最低限度の生活水準の在り方を再検討すべきとしたものも少なくない。

このように、加算については、廃止そのものに批判的な見解、加算の廃止に一定の理解を示しつつも、生活保護基準の見直しの必要性を指摘する見解がある。いずれも、現状の生活保護基準の厳しさを指摘し、その見直しの必要性を求める点で一致する。これらの研究のうち、加算そのものを沿革や意義という側面から検討したものは、石橋らの研究である。しかし、石橋は、老齢加算の意義を特別需要に対応したものとする立場から、老齢加算の特別需要性を疑問視し、生活扶助全体の中で検討すべきとしつつも、生活扶助費本体部分によって代替すべき具体的な需要の内容までには言及していない。また、加算の意義を視点とした加算額の妥当性についての議論も少ない。

加算の意義については、学説上諸説あるが、池田(2009:57)らによる「被保護者の個別的な特別需要を補填することではじめて最低生活が保障されるもの」とする見解が概ね主流であると考えられる。また、「生活保護制度の在り方にに関する専門委員会報告書」(社会保障審議会2004)においても「加算は、被保護世帯の特別の需要に対応する方策の一つとして、歴史的な経緯で設けられてきたものであり、必要即応の観点、実質的最低生活の確保の上から検討する必要がある」給付と説明されている。かつては生活保護基準がマーケット・バスケット方式によって定められていたため、加算を除いた生活保護基準ではどの範囲の物品が購入できるのか比較的明確であった。そのため障害者や母子家庭の親など、特別の需要がある属性の人々にとって加算を除いた生活

保護費で購入できるものでは最低生活を維持できないのであれば、その属性の人々も実質的最低生活を確保できるように加算を行う必要があると考えられたのである。

たとえば、母子加算の場合、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会説明資料」（社会保障審議会2003）によると、特別需要の根拠について「配偶者が欠けた状態にある者が児童を養育しなければならないことに対応して、通常以上の労作に伴う増加エネルギーの補填、社会的参加に伴う被服費、片親がいないことにより精神的負担をもつ児童の健全な育成を図るための費用などが余分に必要となる。」としてきたことが説明されている。学説上も、村上(2012)は、加算の本質を特別需要に適合した支援と考える立場から、特別需要に基づく衡平性の観点から分析し、加算は「ある種の社会的カテゴリーが共通して被っている不利性から生じる特別なニーズに応じている」として、その妥当性を主張している。しかしながら、これら特別需要の具体的金額を算定することについては、実質的に困難であることを厚生労働省が認めており<sup>i</sup>、特別需要を補填するものとして現在の加算額が妥当なのかという議論はほぼされていない状況にある。

これに対し、加算は、他法他施策の影響を反映させるためのものであるとする見解がある。篠山(1978:159)は、老齢加算について「老齢福祉年金の効果を被保護者にもたらすための加算」であるとした。実際に、老齢加算額は、老齢福祉年金の増額に合わせて増額になっている。また、全国社会福祉協議会編『生活と福祉』1976.2によると、社会保障制度審議会において「福祉年金がより生活保障的な方向を目指すにあたっては、・・・生活保護等との配慮が必要であろう」と議論がなされ、厚生省保護課長も「老齢・母子・障害者の三加算方式の改正について」(厚生省1976)において、各自治体に対して「(福祉年金が)敬老年金的なものから、その性格が次第に変貌しつつあるので、・・・加算の額としては、・・・限度を超えるものになった」と福祉年金と老齢加算の関係を認める通達を行っている。この通達は、生活保護基準の定められ方がマーケット・バ

スケット方式から昭和35年にエンゲル方式、昭和40年に格差縮小方式に変遷したことによって、加算を除いた生活保護基準がどのような消費需要に対応したもののかが曖昧になり、加算額が妥当なのか判然としなくなったことが背景にあるものと思われる。つまり、加算がどのような特別な需要を補填しているのかが判然としなくなつたため、他法の効果を反映させるという形で新しい意義を加算に見出し運用していくこうと考えたものととらえることができる。そして、こうした他法による給付と加算の関係については、老齢加算のみならず母子加算や児童養育加算にも認められる。つまり、母子加算の対象者は児童扶養手当の支給対象者の拡大に合わせて拡大されており、児童養育加算の額は、児童手当（子ども手当）の金額と一致するのである<sup>ii</sup>。

最後に、加算の意義を政策的目的ととらえる見解がある。

この見解は、一連の母子加算廃止から今日までの議論に表出している。つまり、「通常以上の労作に伴う増加エネルギーの補填、社会的参加に伴う被服費、片親がいないことにより精神的負担をもつ児童の健全な育成を図るための費用」など現在発生している特別需要を母子加算の根拠とするのではなく、厚生労働省は、「生活保護基準部会資料」（社会保障審議会2016）において、子の就労支援など、将来に向かって貧困の解消を図るなどの政策的目的を母子加算の根拠として説明したのである。これは加算の意義を、現在発生している特別需要の補填ではなく、政策的目的にあると整理したものであると言えよう。

ところで、母子加算は、「母子加算をえた被保護母子世帯の生活扶助基準額は一般母子世帯の消費支出額よりも高いこと、母子加算を除いた生活扶助基準額が、一般勤労母子世帯の生活扶助相当消費支出額と概ね均衡している」（「生活保護制度の在り方に関する専門委員会説明資料」（社会保障審議会2003））ことを根拠に一時廃止となった。その後、民主党政権となってから、ひとり親世帯の貧困が次世代へ連鎖している状況にあるといった視点からその必要性が主張されて母子加算は復活した経緯がある。ここで留意すべきなのは、母子加算の復活は、あくまで

もひとり親世帯で生育する子どもの将来に向かっての貧困の解消を図るという政策的目的に焦点をあてたものであり、母子加算の設立時の特別需要の根拠と乖離している点であろう。ひとり親のみで未成年者を養育する世帯の最低生活を保障することに付随する特別需要とみなす場合と、ひとり親世帯の将来に向かっての貧困の解消を図ることに根拠を見出す場合とでは、妥当である加算額も相違するためである。

このようにしてみると、加算は、その存廃も含め、加算そのものの存在意義と、生活保護基準の妥当性という視点から包括的にとらえて見直す必要があると考えられる。なお、報告者は加算の意義は、学説の主流のとおり、「被保護者の個別的な特別需要を補填するもので、はじめて最低生活が保障されるもの」と考える。他法他施策の影響を反映させるとする説は、そもそも保護の補足性を定めた生活保護法第4条と矛盾するし、政策的目的とする説では、現在の困窮の程度に応じて保護するという生活保護の理念と矛盾するからである。

### 3. 一時扶助と加算

加算の意義について、個別的な特別需要を補填するもので、はじめて最低生活が保障されるものとしたが、この場合の「特別需要」は「継続的に発生する特別需要」として改めて整理をすべきと考える。特別需要にも、一時的に発生する需要や継続的に発生する需要など様々なものがあるからであり、この点を明確に整理しておかなければ、室住(2013:97)、岩永(2011:296)らが指摘するように、加算が廃止されることによって、非加算の被保護者より保障される生活水準が下がることになるのではないかという問題に答えることができなくなるからである。この問題について、「加算を含めた基準、加算が廃止された基準、どちらの基準も最低生活を保障する」と説明するのであれば、廃止された加算が補填していた需要は、①基準生活費本体部分、②一時扶助のどちらかで代替されると理解する必要がある。このう

ち基準生活費本体部分で代替することについては、老齢加算のように年齢に応じて加算されるものについては論理的に可能であるが、実態として、老齢加算の廃止時に本体部分で代替されるような運用は行われなかつた。また、母子加算のように世帯内の関係性に応じて加算されるものはそもそも不可能であることから、本稿では、一時扶助で代替されるか否かについて検討する。

ところで生活保護制度では、「被服や家具什器の更新その他通常予測される生活需要については、経常的最低生活費の範囲内で賄われること」を原則としていることから、一時扶助はその例外の条件を満たした場合に支給されるものと考えられる。厚生事務次官は、「生活保護法による保護の実施要領について」(厚生省 1961)において、一時扶助の性質について「臨時の最低生活費（一時扶助費）は、・・・最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合・・・臨時に認定するもの」であり、「特別条件下における臨時特別の需要に対応する」と通知している。厚生労働省が想定する具体的な「特別条件下での特別需要」には(1)出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要、(2)日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時に生じた特別需要、(3)新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要が挙げられている。このように一時扶助は、継続的なものに対応する趣旨ではなく、一時的に生じる特別需要に対して支給される給付であるため、その都度、行政機関への一時扶助申請の必要が生じる。

一時扶助の種類には、おむつ代などの被服費、家具什器費、移送費、入学準備費、就労活動促進費<sup>iii</sup>、その他があり、その需要を満たす必要最小限度額を支給する旨が定められている。そして条件を満たせば、何度でも申請が認められるものである。

このように一見すると、一時扶助、加算とも、被保護者の特別需要に対応して給付される扶助という点で同様の性質を持ち、加算の代替として一時扶助を申請することが可能そうである。実際に「生活保護制度の在り方に関する専門委員会資料」(社会保障審議会 2004)によると、社会保障審議会における一

連の母子加算廃止に向けた議論の中で、一時扶助による代替という議論も出ていた。しかしながら、加算は、要件が満たされれば給付され、基準生活費（経常的最低生活費）に含まれるのに対し、一時扶助はあくまでも、臨時に特別需要を満たす必要が生じた場合、それらが基準生活費で賄いきれない場合に給付される扶助であるという点、において、両者は大きく違っている。この相違について、制度制定初期に、当時の厚生省官僚である石井(1956)は、加算は一般的な特殊需要費であり、一時扶助は、実体の多様性、複雑性に伴う特殊需要であり一般的基準をもっては律しがたく実態に応じて個別的に支給する以外に方法がないものに対して行うものとして区別される、としている。この区別は今日としても運用上の原則とされており、加算が、要件を満たせば、定まった一定金額が毎月基準生活費として「継続的に」給付されるのに対し、一時扶助は、上限がある中で、被保護者の最低生活を保障するために必要最低限と判断された金額が「その都度」支給されており、石井のいう性質上の区分には適合性が認められよう。言い換えるならば、一時扶助で代替できるから加算を廃止しても最低生活は保障されるという議論は、それぞれの性質が異なることから成り立たないということになる。

しかし、この区別は近年新たに設けられた「一律に継続的に給付する一時扶助」と整合性がない。具体的には、就労活動促進費や、母子加算廃止後にその代わりとして設けられた2009年まであったひとり親世帯就労促進費である。これらは被保護者個々の特別需要ではなく、一般的な基準に基づいて一定期間の間支給される。また、ひとり親世帯就労促進費については、保護変更申請書を徴すことなく、職権で給付できるとした点<sup>iv</sup>についても、実態に応じて個別的に支給する以外に方法がないものとした制度制定当初の定義と異なっているように思われる。事実上、これらは布川(2009:31)が指摘するように、特別需要の補填ではなく、就労への「インセンティブ」という政策的目的に基づいて設計されたように思われる。

このような新しい一時扶助の必要性は、本来であ

れば、継続的な特別需要は加算、一時的な特別需要は一時扶助という原則を踏まえて検討しなければならなかった。そのうえで生活保護制度は、「就労のインセンティブ」「貧困の連鎖防止」にどう向かい合って運用していくことができるのかという議論をしなければならなかつたはずである。制度制定当初からの区別が混乱しているのが今日の運用の実態である。

#### 4. 最低生活費と加算の今後

現在の生活保護法の原形が制定されたのは、戦後1946年のことである。その後1950年、生活保護をはじめとした社会保障費の改善の必要性から、生活保護法の大幅改正が行われた。岩永(2011:88)によると、生活保護基準が、必要摂取カロリー量の100%を充足させるものではなかった中で、就学前の児童を擁する世帯に対して「心理的必要」という視点から育児諸費としての加算、身体障害者の介護加算が制度化された。

その後、生活保護基準は、様々な方式を経て現行の水準均衡方式に至っている。マーケット・バスケット方式から幾度かの算定方式の変更が加えられたものの、岩永(2011:257)によると、最低生活費の根拠としているのは、無業の成人からなる世帯の必要摂取カロリーの充足、から変わらないとされている。最低生活保障基準が、果たして保護の内容として適切であるのか否かについては、賛否はあるが、「必要摂取カロリー」を核にした基準算定では、特別需要がある人にとって捕捉しきれない需要があることが看過される恐れがあることには、留意すべきである。この点を捕捉する機能を担うのが、「加算」であり、それを持って初めて「健康で文化的な最低生活」を充足すると考えると、加算は、非常に重要な役割を担うものであると言えよう。

改めて、加算額の根拠について、被保護者がどのような継続的な特別需要を持っているのか、マーケット・バスケット方式で明確にしていくことが求められる。そして、そのマーケット・バスケットに含まれるものとして、今までの「必要摂取カロリー」に基づいた基準だけではなく、どのようなものを含

むべきなのかという視点から見直しをしていくことが望まれる。

他方、加算と類似するものとして一時扶助がある。そもそも一時扶助は、加算とその性質を異にするものであるし、就労活動促進費など「就労へのインセンティブ」を目的とするなど今までの一時扶助と意義が異なるものも出てきている。このような一時扶助の意義が混乱している中で、社会保障審議会でも議論されたように、母子加算が廃止されても一時扶助で代替できるのではないかという論点が生まれてしまうのである。

改めて、加算と一時扶助が補う特別需要は異なるのであるから、理論的に加算を一時扶助で代替することは難しいことを再確認すべきである。加算と一時扶助それぞれがどのような特別需要を補填するものであるのかを明確にすること、また「就労のインセンティブ」などに生活保護はどう応えて運用していくことができるのか議論をしていくことが、生活保護基準が引き下げの方向に動く中で被保護者の最低生活を守ることにつながると考える。

#### [参考文献]

- ・ 社会保障審議会（2013）「生活保護基準部会報告書」  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000\\_2szwi.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000_2szwi.html) (H28.11.27 リンク)
- ・ 海野恵美子(2004)「老齢単身世帯及び母子 2 人世帯の生活保護基準」『長野大学紀要』 25(4)
- ・ 石橋敏郎(2009)「老齢加算・母子加算の廃止について」石橋 敏郎/長 千春/坂口 昌宏編「生活保護給付水準に関する最近の動向について・老齢加算・母子加算廃止、生活扶助基準の引き下げ、自立支援プログラムにおける稼働能力活用要件・」『熊本県立大学アドミニストレーション』 16
- ・ 井上亜紀(2010)「生活保護における老齢加算の廃止と生存権の保障」『佐賀大学経済論集』 43(1)
- ・ 大友芳恵(2006)「生活保護制度改革の中での高齢者：老齢加算廃止の現状から」『Journal of School of Nursing and Social Services, Health Sciences University of Hokkaido』 2(1)
- ・ 池田和彦/砂脇恵(2009)『公的扶助の基礎理論』（ミネルヴァ書房、2009 年）
- ・ 社会保障審議会(2004)「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」  
[http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/s1215-8\\_a.html](http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/s1215-8_a.html) (H28.11.27 リンク)
- ・ 厚生労働省 (2003)「社会保障審議会生活保護制度の在り方に関する専門委員会説明資料」  
[http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/11/s1118-3\\_b.html](http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/11/s1118-3_b.html) (H28.11.27 リンク)
- ・ 村上慎二(2012)「生活保護加算制度の経済哲学」『立命館人間科学研究 25』
- ・ 笠山京(1978)『公的扶助論』光生館
- ・ 全国社会福祉協議会編『生活と福祉』1976.2
- ・ 厚生省保護課長（1976）「老齢・母子・障害者の三加算方式の改正について」（昭和 51 年 1 月 20 日社保第 11 号）
- ・ 厚生労働省（2016）「生活保護基準部会資料」  
[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-1260\\_1000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/kijun02\\_2.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-1260_1000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/kijun02_2.pdf) (H29.2.25 リンク)
- ・ 室住眞麻子(2013)「生活保護世帯の家計・生活構造」埋橋孝文編著『生活保護』ミネルヴァ書房
- ・ 岩永理恵(2011)『生活保護は最低生活をどう構想したか』ミネルヴァ書房
- ・ 厚生事務次官(1961)「生活保護法による保護の実施要領について」（厚生省発社第 123 号）
- ・ 厚生労働省(2004)「社会保障審議会生活保護制度の在り方に関する専門委員会資料」  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/07/s0714-3.html> (H28.11.27 リンク)
- ・ 石井律三「生活保護基準の考え方」『生活と福祉』1956 年 8 月号
- ・ 布川日佐史(2009)『生活保護の論点』山吹書店

† 全国社会福祉協議会編『生活と福祉』1976.2, 16 頁。当時の厚生省は「母子および障害者について生活保護独自にその需要を測定することは極めて困難であることがわかった」と現在存在している 2 加算について特別需要を補填する加算額の妥当

---

性を整理することの難しさについて見解を述べている。

- ii 岩永理恵(2011)『生活保護は最低生活をどう構想したか』ミネルヴァ書房、89頁によると、1950年代の身体障害者の介護料の充実についても、戦傷病者への給付制度の効果を反映させるために行つたものである。
- iii 2013年8月より導入。一定の条件を満たして求職活動を行っている被保護者に対して、月額5,000円を原則6か月間一時扶助するもの。
- iv 生活保護手帳別冊問答集編集委員会編『生活保護手帳 別冊問答集 2009』中央法規、問7-66による。

## 【研究ノート】

# リプロダクティブヘルスをめぐる葛藤と困難に関する

## 基本的理解と一考察

Consideration Towards Understanding dilemmas  
And Difficulties Concerning Reproductive Health

近藤 純子（北海道大学大学院 研究生）

### 要旨

本稿は妊娠や出産といったリプロダクティブヘルスに関わるライフイベントにおいて生じる葛藤と困難を捉えるため、基本的な妊娠の特性を身体的、心理的、社会的側面から整理した。また意思決定に関わる要因、実際に起こっている問題を文献より先行研究を整理することを通して、リプロダクティブヘルスに関わる葛藤や困難を抱えた当事者女性の状況を捉えること、それから見出される今後の研究課題を提示することを目的とした。その結果、妊娠した女性が直面する葛藤や困難は、貧困等の経済的要因やそれと関連した社会保障制度からの排除といった社会的不利との関連が示唆された。それはライフコースを通して不利な状況を生きてきた人が妊娠という状況が加わることによりさらにリスクの高い状態に追い込まれていく構造が考えられること、医療や母子保健など「妊娠」「出産」「子育て」に関連したものを含め社会保障制度からの排除される要因にも貧困が関係している可能性が高いこと等が示唆され、内情を明らかにするための実証研究が必要といえる。

Keyword : リプロダクティブヘルス 葛藤 困難 経済的困窮 社会的排除

### 1. はじめに

#### (1) 研究目的

本稿は、妊娠や出産、避妊や人工妊娠中絶(以下中絶)を含むリプロダクティブヘルス<sup>1)</sup>に関わるライフイベントにおいて、女性に生じている葛藤や困難に関して基本的な理解に必要と考えられる点を整理すること、また葛藤や困難に伴って起こっている問題を捉えることにより、この問題に関する論点を提示することを目的とする。

女性のライフコースにおいて妊娠は大きなライフイベントのひとつである。自らの性的関係や行動をどうするか、また子どもを望むか否かについて自ら意思決定すること、もし妊娠という現象が自らの身体に起きた時、産むか否かを決めること、もし産むという決断をした場合には生まれ来る子どもを迎える十分な環境と

準備の中で妊娠・出産に臨めることが保障されることは、女性の権利である。フェミニズム運動とそれに伴う理念研究の進展によって確立したこうした権利を、リプロダクティブヘルス ライツと呼んでいる。リプロダクティブヘルスに関わることは性的事柄を含むため、これまで社会の中では極めて個人的な事として扱われてきた。さらに内面化された性道徳による女性への眼差しは、保障されるべき権利がどうかというよりは、あるべき姿という枠にあてはまるか否かで女性を選別する見えない作用が働いている側面を持つといえる。さらに母である女性は一人前とみなされ問題を抱えた人として捉えない母性観(大日向 1988)も、そのような性道徳やジェンダーと深く関連して社会を作ってきた側面を無視することはできない(加藤 2004)。その為、妊娠・出産等に関わる問題

に対するこれまでの議論では、望まない妊娠を避け自由な性行動や性行動の低年齢化に対処するための性教育をいかに充実させるという方向性が中心となってきた。確かに正しい知識を持つことは女性の「ケイパビリティの発揮 (Nussbaum2000)」や「エージェンシーを行使 (Lister2004)」するため、あるいは女性が自らの権利を行使するのに必要な要素である。しかし対応が教育に偏重してきたことは妊娠に伴う困難が生じた際、十分な知識を持ち責任ある行動をとれなかつた失敗の結果であるとして、本人の責任とされやすい側面を持つともいえる。しかし、妊娠・出産は女性の個人的な事であると同時に、パートナーとの関係性の中で発生するものである。また次世代を担う新たな子どもと母となる女性が社会の一員として認知されてはじめて社会に包摂されるという意味で、極めて社会的なものもある。であるならば、個人に生じる妊娠に伴う葛藤が発生する問題も、社会との関わりが個々の生活にどう影響を及ぼしているのかという視点で捉えることが必要であり、まずは先行研究から実際に起こっている問題を把握し論点を整理する必要性があると考える。

さらに、妊娠・出産・中絶・避妊といったリプロダクションに関わる事柄は、医療との関連が深い側面を持つ。女性が主体となることが可能な避妊方法の選択やバースコントロール<sup>2)</sup>には、医療機関での処方や処置を必要とする。妊娠が判明した際の意思決定、つまり出産を選択する、中絶を選択するいずれの場合も医療機関の関与は必須である。にもかかわらず、妊娠・出産は病気とは異なり正常な身体に起る正常な現象であるとして、我が国の社会保障制度では公的医療保険の現物給付の対象から外されている。そのような仕組みを持つ日本の場合、リプロダクティブヘルスに関わる事柄は女性個人が費用負担する仕組みになっているため、生活に経済的脆弱性がある場合、必要な医療にアクセスが制限される等の可能性がある。例え

ば主体的な避妊を選択できない、未受診での飛び込み出産など、周産期に関わって起きている問題の背景として、経済的問題が関係している可能性があると考えられる。このような意味で妊娠可能な性としての女性の諸問題を検討するには、「安易な妊娠・出産」「自覚のない母」といった言説のように困難に直面する女性個人の問題とする見方ではなく、妊娠における困難や葛藤に伴つて起こる問題を社会の仕組みとの関係の中で捉える必要があると考える。

## (2) 分析の視点と研究方法

研究方法は、文献研究である。文献収集の方法は、CiNii 検索で「妊娠 葛藤」「望まない妊娠」「予期しない 思いがけない妊娠」「中絶」などでヒットしたものの中で、医学的なものを除いた 30 件余りと、子どもの虹情報研修センターの文献研究のリスト、それらの関連の研究も合わせた中から、母子保健、周産期医療、心理学、社会福祉、社会学、公衆衛生領域を中心に本研究の主旨に関連すると思われる研究を選び出し、3 つの構成に整理して検討を行なった。即ち 2 章では「妊娠」の特性と困難や葛藤との関連とそれに伴うリスクについて整理、3 章では妊娠における意思決定とその際に生じる葛藤について整理する。4 章ではさらに困難な出産とその後の「育てる」か「育てられない」か、という養育をめぐる選択に関わって生じる問題の中から、女性の生活状況が間接的に読み取れる 4 つの研究を選び出し、葛藤や困難と関連したと思われる社会的状況や仕組み、特に経済的側面、社会的側面に着目して整理した。これらを通じて、日本におけるリプロダクティブヘルスに関わるライフイベントにおいて生じている葛藤や困難を捉え、生じ得る問題とその論点を提示することを試みる。

### 2. 「葛藤」理解のための妊娠の特性とリスク

本章では、「妊娠」をめぐる葛藤を捉えるため、身体的側面、心理的側面及びメンタルヘルス、

社会的側面の3つの側面から、リプロダクティブルヘルスにおける妊娠の特性とそれに伴うリスクを整理する。

### (1) 身体的側面

妊娠すれば基本的にはその進行は中絶という手段を取らない限り進行し、約280日(40週)で出産に至るものである。前の生理の初日からカウントするため、女性の経験する妊娠期間は実質9か月になる。母体は身体的に大きな変化をもたらすリスクの高い状態となる。個人差はあるが悪阻による体調不良の他、子宮内に送りこみ循環させるための血液が必要となるため、血液の総量や心拍数呼吸数の増加、ホルモンバランスの変化のため妊娠性糖尿病、妊娠性高血圧症、腎臓や肝臓の機能低下等の異常妊娠を引き起こすこともあり、見過ごして医療的管理されないままになった場合、母体、胎児の生命に危険が及ぶ可能性がある。こうした異常妊娠の発症率は全妊婦の10%以上であるとされ、確率は少なくなく、同時に胎内で成長する胎児にも異常が発生する可能性があり、時には胎内で死亡する場合もある(青木2003)。母体・胎児の双方を守るには妊婦検診が重要な役割を果たしている。しかし、妊娠に戸惑いや葛藤がある場合、妊娠中のケアが遅れがちになる、また不十分になる傾向がある指摘とされており(Brockington1996)、妊婦検診が未受診となれば母子共に身体的リスクを高める可能性がある。

### (2) 心理的側面・メンタルヘルス

妊娠中は妊娠した女性の妊娠・出産への「適応過程」として捉える必要性がある。自分自身が妊娠を受け入れ愛着を発達させると同時に、家族や社会に対し生まれてくる子どもの存在が受け入れられるよう働きかけていくことが求められる。身体の変化とともに生まれてくる子どもを受け入れ、出産に備えた準備をする中で、母となることへの適応を図っていく。妊娠は計画的にはいかないこと多くあるので、妊娠が判明すると葛藤がうまれる。妊娠の計画性

と受容の関係では、計画していなかったとしても妊娠とわかってから出産を望む場合も多くみられる。しかし、周囲に歓迎されない場合や妊娠した女性本人が妊娠を受け入れがたい場合、悲しみ、ショックや怒り、喜びなど矛盾した感情が同時に湧き上がりアンビバレン特な心理状態となるなど、心理的重圧は相当なものとなる。妊娠に否定的感情を持つ場合には、自らの身体や胎児に意図的に危害を加えようとする胎児虐待が見られることもある。また妊娠に気づきながら秘匿して認めないという場合もあるが、妊娠を認めたくない心理が妊娠に気づかない原因の一つなりうる。もともと月経不順で軽微な出血があった場合、妊娠ではないと理解をしてしまったりすることで、妊娠という身体の変化に気づけないという場合も報告されている(Brockington1996)。妊娠を受容できないまま出産に至った場合、母親のメンタルヘルスが損なわれやすい、虐待が起きやすい、母子それぞれの不適応などリスクが高まることが指摘されている(福井1999)。

出産を選択できなかった場合には中絶の処置を受けることとなる。身体的には一定の期間を経て回復するが、心理的には長期にわたり影響が残ることが少なくない。公衆衛生学における「自傷行為」に関する全国データの統計解析による研究では、自傷行為は若い女性に多く、被虐待経験者と並び中絶経験者に優位に高い傾向が指摘されている(阿江2012)。

### (3) 社会的側面

妊娠の社会化は周囲に伝えると共に、医師の診断により発行された妊娠証明を受け、妊娠の届を、母子保健事業を行う地方自治体の担当窓口に提出し、母子手帳の交付を受けることから始まる。これにより、母となる女性とその胎児は社会的な存在として公的に認知される。妊娠の9割は妊娠11週(妊娠3か月)までに届出を行っている(一瀬2016)。母子手帳交付の際は、保健師による簡単な聞き取りなどで生活状況についてアセスメントがなされ、その後の妊

娠期出産後の「包括支援」、「特定妊婦」の支援もここから始まる場合が多い。また各自治体で行っている妊婦検診の助成や医療保険からの「出産育児一時金<sup>3)</sup>」を受けるための情報が得られるのも、妊娠の相談もここで行われる仕組みの自治体が多い。しかし、届を出すということは妊娠が公になることを意味するので、産むか否かを迷っている、妊娠を否定したい、妊娠を知られたくないと感じている女性にはハードルが高い。また出産か否かを迷って相談を行ったとしても、基本的には出産を前提とした対応が多い窓口で、思うような対応がなされない場合もあり、妊娠に葛藤や困難がある人の相談先として必ずしも機能できていない可能性がある（白井 2014）。さらに、手続きの際に住所の提示、身分の証明ができるものとして個人番号通知書（カード）とともに、本人確認ため運転免許証、住民票、健康保険証等のうちのいずれかの提示も求められるため、居住地に住民票がない、住所が不定、健康保険の未加入、保険料の滞納等で保険証を持てないなどの状況にある女性はこの仕組みから排除されやすい。

出産に関わる費用については、通常の分娩でおよそ 40～50 万円と高額である。その為「出産育児一時金」が加入する健康保険から支給される。支給額は近年徐々に増額されて現在 42 万円になっているが、実際にかかる平均出産費用は約 50 万円とそれを数万円上回っており、個人負担金が発生している（国民健康保険中央会 2015）。また保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由などで入院助産が受けられない妊婦を対象に、指定助産施設での入院助産に必要な費用を助成する「助産制度」があり自治体によっては対象拡大や助成金の増額などがなされる場合がある。検診においても公費負担割合を増やす傾向にあるが、自治体によって差があることや、検診の内容によって公費負担額を超える場合は自己負担が発生する（佐藤 2016）。

このように日本の制度では一部公費負担がありながらも、基本的に妊娠・出産費用負担は

個人にかかる仕組みになっており、経済的に脆弱な暮らしを余儀なくされている人ほど、その影響は大きいと考えられる。

#### （4）妊娠と葛藤<sup>4)</sup>

出産は女性の人生を大きく左右するライフイベントのひとつである。出産後、子どもの養育について基本的に途中で降りることはできないものと考えられている。出産を選択した場合、自分の現在の生活と養育との両立といったことや、中絶を選択した場合の費用の捻出等、望むと望まざるとにかかわらず、未婚既婚を問わず妊娠という現実は、女性に様々な二者択一のしかも重い決断を短期間のうちに迫るものである。その決断は妊娠の相手である子どもの父親との関係、家族との関係が大きく左右し、必ずしも自分と周囲の意思が一致することは限らない。ごく限られた時間の中で、それぞれの意向やそれに伴う見通しを立てて決断するに至ることは、状況が厳しい人ほど難しい。

また、悩むことのできる期間が限られているのも、妊娠における葛藤の特徴といえる。仮に初期に妊娠に気づけたとして、初期中絶する場合に検討できる時間は最大 8 週間、費用が大きくなる中期中絶の場合最大で 16 週間、妊娠に気づくのが遅れた場合その分時間は少なくなる。22 週（妊娠 6 か月）を越えると中絶の選択肢はなくなり、出産に臨むことになる。計画していない妊娠の場合、突然妊娠という状況が発生し、短期間のうちに人生や命を左右する重い決断をする必要に迫られる。日本の場合、女性が最初にコンタクトを取る社会資源は医療機関であることがほとんどである。しかし、医療機関では診断と中絶処置は行うものの、その間で揺れ動く女性の相談を受け支援する機能を持った病院は大変少ない。そうしたことから近年では「にんしん SOS」など妊娠によって窮地に立たされる女性のために専門の相談を行う仕組みを整えられつつあるが、都道府県レベルが中心であることや、対応する NPO 法人や医療機関が特定の地域に限られていることから、

当事者にとって身近な機関になっているかは検討されるべきといえる（一般社団法人全国妊娠SOSネットワーク）。ドイツやオランダなど、妊娠をめぐる葛藤をかかえるすべての妊婦を対象として、早期に対応するための相談の仕組みを制度として整えている国もある（田口 2012）。しかし日本では、あくまで当事者からの申告から支援が始まる体制であるため、自ら相談する意思を持って相談できる機関へのアクセスがなければ、支援が始まらない場合が多い。

### 3. 「妊娠」における意思決定

生殖技術の発展とフェミニズムの進展に伴い、妊娠・出産できる性としての女性は、意思決定する権利「リプロダクティブヘルスライツ」を保障される権利を手にしたかに思われる。しかし、実社会のなかで生きる女性にそれを十分に享受できていない現実がある。そこで本章では、妊娠期の女性における「産む」「産まない」に関する意思決定と葛藤を捉えるため、妊娠の計画性と生殖のコントロールや中絶、望まない出産について先行研究の知見を整理し、意思決定に影響を与える可能性のある経済的脆弱性と費用負担などについて検討する。

#### （1）妊娠の計画性と生殖のコントロール

「授かりもの」という感覚であった妊娠・出産は、この 100 年あまりの間で希望し計画して「予定するもの」に変化した。それは、妊娠・出産に関わる生殖の知識とコントロールする技術の進歩によるものであり、それを享受することでベースコントロールが可能になったことによる。リプロダクティブヘルスライツが権利として確立したのも、「望まない妊娠」「計画外妊娠」が問題視されるのも、裏を返せば生殖が個々人の意思と責任においてコントロールされることが前提とされるようになったからといえる。しかし、図 1 に占めず日本と諸外国の妊娠の結果を示すデータによれば、1990 年

代のデータではあるが日本においては予定外の妊娠による出産の割合が諸外国と比較して高く、実際に生まれた子どものうちの半数は当初から予定されていた計画された妊娠ではないということになる（村山 2007）。



中絶の割合も少なくない。リプロダクティブヘルスに関わる制度の手厚いとされるフランス比較すると対照的である。関連する日本の研究としては、産児数決定のメカニズムに関する研究において平松（2007）が、既婚者でありさらに階層的に安定層であっても、経済的負担、養育に対する時間的・体力的・精神的負担、住環境との関係など、妊娠・出産を決意するのに様々な葛藤があり、産児数を決定する要因として関連が深いこと、また希望産児数と実際が異なる場合が少くないことを指摘している。さらに、精神保健領域では、首都圏、地方都市における望まない妊娠で生まれる子どもの出現率とそれに伴う妊娠期のケアの状態、乳幼児期の成長・発達との関連について明らかにしようとした福井ら（1999）の調査研究がある。この研究では、受胎時に子どもを実際に生れた子どものうち望んでいた妊娠を「望んだ妊娠」、受胎時やそれ以前に妊娠を望んでいなかったもの・時期が早すぎたものを「望まない妊娠」と規定して、幼稚園・保育園利用者家族の調査を行っている。これによれば、実際に生まれた子どものうち、望まない妊娠の出現率は約 25% で 4 人に 1 人の割合としている。妊娠から婚姻へ発展する場合も多く、それらをすべて望まない妊娠と分類してしまうことは問題があるが、この

出現率のデータは社会階層を限定したものではないことから、広く女性の間に起きていることと考えられる。

さらに妊娠と婚姻の関係について述べる。日本では妊娠後の婚姻いわゆる「授かり婚」「でき婚」の割合が年々増加している。平成17年度国民生活白書によれば、10代での結婚の8割、20代前半で

の結婚の6割で、妊娠期間より婚姻期間が短い「授かり婚」が占めているとのデータがある。これは、若年ほど生まれてくる子どもを迎える準備が十分に整っていない中の妊娠であったことを示すものと考えられる。この数字は結果的に結婚に至った場合を示しているが、一方でそうしなかった人もいるだろう。それゆえ女性は、妊娠の判明と同時に、産むか否か、結婚するか否か、結婚という形をとらず産むのかなど、同時に多くの決断を迫られることになる。

これらの研究から、女性自身が十分にリプロダクティブヘルスライツ行使、あるいは享受できていない現実があることが示されたと理解できる。

## (2) 中絶

受胎調節の知識と技術が進展したにも関わらず、妊娠・周産期において「中絶」はまだ多く存在している。日本の中絶数は1960年代前半まで届け出があったものだけで100万件を超えていたが、徐々に減少し2010年代に入り20万件を切っている<sup>5)</sup>。先に示した図1においては全妊娠数の25%を占めている。年齢別では10代の中絶率が増加傾向、20代前半で他の年齢階層の中で最も多いおよそ20%と高めに推移している(村山2007)。広く国内外の中絶について研究を行っている塚原(2014)によれば、1990年代における中絶理由として、出生調整(産むタイミングを先送りする出生延期、希望挙児数に達したための出生停止)を含む希望しない妊娠と社会的経済的懸念がともに約3割、それに続いて婚外の妊娠、相手の反対、健康上の理由であったとしている。中絶経験の

ある人は、妊娠経験者のうちの4割にのぼり、そのうち複数回、いわゆる反復中絶の経験がある人の割合が3~4割であったとしている。

毎年これだけの数の中絶が行われているにもかかわらず、女性が中絶に至る詳しい状況が分かる研究は多くはない。これは中絶をタブー視する社会的意識から女性にとっては知られたくない秘密として扱われることも一因と考えられる。その中で、吉田(2014)は中絶経験者を対象に中絶の原因を探るための面接調査を行っている。対象者が35人(既婚20、事実婚2、未婚13名)と限られているが、直接経験について聞き取りが行われた貴重な研究といえる。この調査においても、「経済的な問題」が最も多く、ついで「育てる自信がない」というものであった。さらに興味深いのは、避妊に関する実態である。女性が相手との関係において避妊を希望しているにも関わらず、「いつも実行できていた」との回答は1割にとどまっている。実際に相手にその意思を伝え実行できていた割合は2割に満たない状況で、女性が避妊について主張すること実行することの難しさを表していると理解できる。インタビューにおいて中絶を繰り返さないために必要な支援は何かの問い合わせ、「避妊教育」の他、「子育てができるよう経済的支援の必要性」、「相手の避妊の協力」と同時に「避妊用ピルの低価格化や購入しやすいよう手続きの簡素化」が挙げられており、切実な声として受け止める必要がある。ピルは女性が自ら予定しない妊娠を主体的に防ぎ、リプロダクティブヘルスライツ行使するのに非常に有効な手段である。しかし、医療機関での処方が必要な上、自費負担となるといった入手のしにくさなどから普及率は低い(村山2007)。

最後に、中絶の費用負担の問題に触れる。日本での中絶は、基本的に健康保険が適用はされないので、その費用は全額本人負担となる。初期中絶(12週まで)はおよそ10~15万円、中期中絶(13~21週)はおよそ30~60万円の費

用がかかるとされているが、自由診療であるため医療機関による差も大きい。中絶を経済的に支援するための制度は未整備であるため、たとえ経済的理由等で出産・養育の選択ができない状況にある女性でも、中絶に多額の費用を負担しなければならない状況になる。このことは、出産を望まない（望めない）のに、中絶もできないまま妊娠が進行し、結果的に出産に至ってしまう状況を生みだす可能性があることが考えられる。

### （3）「望まない（望めない）出産」とそれに関する問題

計画外の妊娠の割合や中絶の選択の多さについては前項で述べた。計画外の妊娠であってもその後それをきっかけに積極的選択として出産、また婚姻に進展していく場合も少なくないが、すべての例がそのように進むわけではない。

このでは出産を望まなかつたが中絶もできなかつたという場合に起こりうる問題について取り上げる。

先述の図1では、「望まない妊娠」は全妊娠数のうち3%にあたる。こうした、出産を積極的に望まないあるいは望めないまま妊娠が進展していった場合に起こる問題としては、妊娠の秘匿、妊婦検診未受診、母子手帳の未発行、飛び込み出産、単独出産、児童虐待、社会的養護との関連が考えられる。

妊婦検診を受けず、産気づいてからはじめて医療機関につながる「飛び込み出産」は、医療機関外で不適切な環境での単独出産と近似の状況の妊婦と考えられる。そのような出産は、周産期管理が行われている通常の出産に比べ産科合併症が多く、早産、妊娠高血圧症候群の発症、低出生体重児、NICU入院の頻度が高いこと、また医療機関以外での分娩後の搬送も多く死産数も多いと報告されている（水主川2014、光田2014）。

次に飛び込みでの出産に結びつかなかつた結果として、単独出産と児童虐待との関連にふ

れる。厚生労働省の「子ども虐待による死亡事例検証結果12次報告」によれば、平成26年の心中以外の虐待死の61.4%が0歳児でそのうち55.6%は日齢0日の死亡であった。また、出産場所が判明していない例を除けば医療機関での出産は0%（1次～12次報告の類型）であり、ほとんどは医療機関外での出産であった。飛び込み及び搬送中の分娩における出生児の死亡は死産として扱われる一方、自宅など医療機関外での分娩に伴う死亡の場合、女性は虐待による新生児死亡の加害者となる可能性がある。結果の違いは産気づいた場所やタイミングが人目についたか等の「ちょっとした」差であるのに、女性は虐待通告の対象となると同時に刑事事件の被疑者となるため、司法の場で裁かれる立場となってしまう。こうした虐待死事件は毎年起こっており、死亡数における割合が最も高いが、被疑者となってしまった女性の背景や経緯についての研究が進んでいないこともまた大きな問題といえる。今後必要な対策を取っていくには、このような状況に至った人を、支援を必要とする生活者として丁寧に捉えなおしていく必要がある。また、0歳児以外の深刻な虐待例の背景にも望まない妊娠による出生が優位に関連しているという指摘もある（藤井1996）。いずれにしても、女性にとっての妊娠・出産における葛藤や意思決定が、女性と生まれた子どものその後の人生に大きな影響を与えるものといえる。

## 4. 妊娠・出産をめぐる葛藤と困難

妊娠・出産をめぐる葛藤と困難、出産後の児童虐待や社会的養護との関連についての研究では、女性のライフコースにおける状況や貧困との関連を直接検討したものは少ない。そこで本章ではこれらを間接的に読み取ることのできる先行研究を選択し、葛藤や困難に関わると考えられる経済的側面や社会的側面に焦点を当てて再検討を試みる。

### （1）「妊娠葛藤相談事業」の利用者調査から

田口（2012）の研究は、NPO 法人が行う「妊娠葛藤相談事業」を利用し出産をした女性 177 名のうち、出産当時 20～30 歳代だった人を抽出し 100 名に郵送式事前アンケート調査を実施、返信のあった 30 名のうち協力を承諾した 8 名について妊娠葛藤の質的構造を分析するための深層化面接を分析した研究である。この研究では、①妊娠に至った経緯、②妊娠葛藤要因、③出産の決断の理由、④対胎児感情、⑤出産後の変化と⑥その他で聞き取ったインタビュー発言録を、質的データ分析法を援用してデータを単位化しカードを図式化しカテゴリー同士の関係について構造化して解釈するというものである。これによれば、妊娠葛藤の質的構造は「社会的孤立」と「生命観の変化」であったとしている。この研究は、女性が自分自身の問題をどのように捉えていたか、今回の妊娠における葛藤はどのようなものだったのか、どう対処したか分析されている。これをもとに全体の傾向を再検討すると次のことが読み取れる。まず暮らしについては、蓄えのない状況で妊娠が明らかになる中、生活費・検診費・出産費をどう工面するかという経済的問題があったこと、また妊娠による失業への懸念など不安定な生活に直面していた。人間関係では妊娠の相手が将来を描くことができない相手であったこと、自分の家族には頼ることができない関係であり、妊娠を身近に相談できる関係を持たず、未熟な自分の問題として一人で抱えて孤立した状況であったこと、心理面では困難で無謀と思えても産むのか、恐怖感や罪の意識と葛藤しながら中絶を選択するのかぎりぎりまで葛藤、苦悩した経験が、調査対象者のほとんどに共通した点として挙げられている。また、そうした中で妊娠葛藤相談にたどり着き、保健師・助産師、ケースワーカー等からの対応や励まし、支援のためのインフォメーションなど「他者とのつながり」を持つことを通じて妊娠に対する感情が変化したこと、自らの身体に宿った「生命」を実感できるようになるなど大切にしたいとい

う感情が芽生え、母となる価値を見出し、出産を前向きに決意していったなどの経験が報告されている。

## （2）特別養子縁組利用者の調査から

白井（2014）は、「特別養子縁組」を利用した女性 15 名はの利用に至るまでの意思決定プロセスについてインタビューを行い分析している。それによれば、意思決定に影響する主な要素として①フォーマルな福祉へのアクセス不能・拒否、②インフォーマルな福祉（親、親族、パートナー）を頼れない、③自分が養育しないことを最善と考える、④中絶の非選択、⑤養子縁組以外の選択肢（結婚する、親元に戻つて養育する、乳児院などの利用、シングルマザーで育てる）の非選択、⑥若年 の 6 つに分類し分析している。この分析では、特別養子は「父母の養子となるものの監護が著しく困難、また不適当であること、その他特別の事情がある場合」を要件としているが、その事由について検討が十分になされていないことを指摘、「特別養子縁組」の制度利用を決定するプロセスを、その意思決定に影響を及ぼしたと考えられる事柄や社会資源へのアクセス状況と女性の生活環境について聞き取りから明らかにすることを試みている。対象者は 10 代 4 名、20 代前半 10 名、20 代後半 1 名の計 15 名である。

すべての事例で同じ情報が取れているわけではないが、インタビューの内容から妊娠時の生活状況、ライフコースにおける状況等に焦点を当て再検討を行う。15 名中実家との関係がよかつたのは 1 名で、それ以外は本人の原家族とは明らかな被虐待被害があるなど良い関係ではなかった。生育経験の語りから原家族も経済的にも脆弱であったと見られる。こうしたことが背景となって家出のような形で家を出ている。家を出た後は風俗や不安定なアルバイトで生活していた。住民票は実家にそのまま置いてあること、児童に該当する年齢である場合、家族に戻されることを恐れ公的な支援につながりにくい状況が 3 人においてあった。そのよ

うな状況では、公的医療、母子保健をはじめ本来受けられる社会保障制度の利用も困難にしていると考えられる。学業・職業・経済的状況については、中学生、高校生、専門学校生、資格勉強中が各1名で、親との関係が良好だった1名（中学生）は、親の支援により妊娠の発覚を隠すため地元を離れてひそかに出産している。高校生、専門学校生のうち一人は妊娠を機に中退している。妊娠とは関係なく高校中退が1名、そのほかは不明。職業は、「性産業（風俗、水商売、援助交際）」従事が4名で、妊娠と同時に失業し収入が途絶え、同時に寮からでなければならぬなど、住居も失っている。パートナーとの関係では、結婚を検討したが頓挫したものが1名、集団強姦の被害により妊娠した1名を除き、子どもの父親は交際相手か以前の交際相手であった。相手の男性との関係も不安定であることがほとんどで、妊娠判明後別れるなど、結婚することや子どもと一緒に養育することを望めるような状態にはなかった。相手の状況も、不安定就労、無職、原家族の不安定な関係や経済的脆弱性など、女性と似たようなライフコースをたどって来たことがうかがえる。中絶の非選択についてでは、2名に過去の中絶経験とその後悔から産むことを選択している。また中絶可能期間を過ぎて妊娠が判明し、中絶の選択肢がなかったのが15名のうち7名であった。中絶ができなくなる妊娠中期まで、身体を配慮できない生活をしていたことがわかる。今回の妊娠にあたっての相談先は、先述の通り妊娠の発覚や原家族への連絡を恐れて、公的機関での相談を避ける場合が見られた。また、公的機関や病院に相談した際、「出産を望んでいるのに中絶とその費用についての話に終始した対応だった」、「自らの手で育てることは困難と考えているのに養育することを進められる」など、本人の心情に寄り添った対応が受けられなかつた経験や、「目を付けられるから相談しない」などの語りでは、公的機関にこのような状態を認知されることを恐れ、また社会的養護

へのネガティブなイメージから乳児院や児童養護施設での社会的養護の利用を避けようとして「公的機関での相談を避けた」との語りもみられた。いずれにしても、出産後の養育が困難な厳しい状況にある女性の状況が読み取れる。公的機関、インフォーマルな支援や相談ができない中、それでも彼女たちは携帯電話やインターネットから支援団体につながり、生まれた子どもを「特別養子縁組」で社会に託すことができた。これは彼女たちの力であり、そうした社会活動の必要性を再確認するものである。

### （3）未成年実母による新生児虐待

（日齢0日死亡）の加害者調査から

一方、パワーレスな状態のまま出産に至った場合の帰結のひとつに、生まれたばかりの子どもを死なせてしまう問題がある。本項ではその中で、犯罪社会学の研究から未成年実母による虐待死に関する研究を取り上げる。

近藤（2008）の研究は、改正少年法改正の後の5年間における少年女子による殺人で約半数と最も多いのが、妊娠を周囲に隠し通した末に孤独に出産し、その日のうちに発覚を恐れるなどの動機から産んだばかりの嬰児を殺害するに至った、殺人罪及び保護責任者遺棄致死罪であったとし、望まない妊娠により危機的状況に追いつめられる背景や資質的特徴を分析するため、少年鑑別所の資料からKJ法を用いて分析、類型化を試みている。分析対象者18名のうち、犯行時無職3名、アルバイト2名の他は各種学校に在学していたものが13名で、出産に至るまで家族や通い先に妊娠を隠し通して社会生活を送っていた。当時の就学状況は通学中18人（72%）すべてが未婚であった。犯行内容は18人全員が生後24時間以内の新生児殺しであり、自室、トイレ、ふろ場などひとりになれる場所で出産し、泣き声によって家族に知られまいととっさに殺害したものが多い。動機は「出産の発覚を恐れて」が14人（77%）、「母親を悲しませたくない」2人、「育てられな

いと思った」2人であった。中絶しなかった理由は「時期を逸したと思った」9人(50%)、「費用がなかった」4人(22.2%)、「中絶できないと病院でいわれた」2人、「相手をつなぎとめるために産むつもりだった」3人であった。ライフコースでの経験では、経済的困難あり44.4%、虐待被害あり38.9%、要ケアの家族あり16.7%、家族関係は実父母55.6%、シングルペアレント44.5%で、経済困難、離婚や再婚など家族の変動を経験しているものが約半数にみられた。妊娠について家族に相談したものは一人もいなかった。相談しなかった理由は、親に対する遠慮や情緒的交流の不足が目立ち、保護者からの叱責や見捨てられることを恐れて親の援助を求めることができない状況にあつたことが指摘されている。妊娠の相手は、交際していた身近な異性66.7%、出会い系33.3%で、相手への妊娠の相談の有無については、61%は相談したが、「妊娠が判明した時点で交際していなかった」5人(27.8%)、「父親が誰であるかはっきりしなかった」が2名11%いた。「父親が賛成した」場合も3人あったが、女子少年が決断できないまま迷った末、誰にも相談することも受診することともなく出産に至り、激しいジレンマに直面する中で動搖し殺害に及んだとしている。調査対象となった18名は全員、犯罪・非行歴などではなく、予期せぬ妊娠と孤独出産以外はごく普通の生活をしていたとある。ごく普通の若者が、最終的に最悪の事態を防ぐことができなかつたのはなぜか、どのように追い詰められていったのかという詳細はこの研究では明らかになつてないものの、新生児殺しと日齢0日での虐待死の状況が分かる数少ない研究の一つである。

#### (4) 未受診・飛び込みによる出産調査から

最後に、光田(2014)を中心に大阪府の委託事業として大阪産婦人科医会が行った、大阪府の医療機関に対する未受診・飛び込みによる出産の実態調査を取り上げる。この調査は、2009年からの4年間大阪府内の全産婦人科医療機

関へのアンケート調査と個票調査による実態調査であり、未受診妊婦を①全妊娠過程を通じ産婦人科受診回数3回以下、②最終受診日から3か月以上受診がない妊婦、と定義されている。4年間で全分娩約30万件のうち①②にあたる分娩が861件報告されてい

る。未受診・飛び込み妊婦のうちおよそ8割は母子手帳の交付を受けておらず、およそ2割は飛び込み状態での分娩であった。未受診になった理由

として30%は経済的問題、残り半数は社会的孤立、多忙、妊娠の受容困難、家庭の事情がそれぞれ5~10%となっており、余裕のない生活をうかがわせる。割合は明らかではないが医療券の利用も指摘されており、経済的困難な生活状況であることが推測できる。また個票による調査での生活状況が分かるキーワードを仮に「妊娠」「経済状況」「制度」「現在の婚姻／家

筆者による女性の状況の分類	光田による女性の状況を表すキーワード
妊娠に関連して	望まぬ妊娠、自宅出産、前回未受診出産、助産、妊娠届未提出、中絶、若年
経済状況に関連して	貧困、夫無職、借金、生活保護、
制度に関連して	健康保険証不取得、妊娠届未提出、住所不定、
現在の婚姻／家庭状況など	未入籍、離婚、母子家庭、DV、ネグレクト、社会的養護、乳児院、虐待歴、独居
原家族との関係	母子家庭、被虐待、支援者なし
メンタルヘルス、その他	精神疾患、リストカット、出会い系サイト、いじめ、不登校

庭状況」「原家族との関係」「メンタルヘルス」に分類して整理しなおしたものである(表1)。

表1「大阪産婦人科医会未受診・飛び込みによる出産実態調査」個票に多く見られるキーワード

出典：光田(2014)を用いて筆者作成

この調査により、経済的困窮に加え、家族関係の困難、住所不定や無保険状態にあるなど、社会的に不利な状況による困難の中にある女性が見えてくる。未受診・飛び込みによる出産をする女性の実態が明らかとなっていたなかつたこの調査が行われる以前は、そうした女性は「無責任無自覚な問題のある人」「理解できない」という捉え方や言説があった。しかしこの大規模な調査の結果により、そうではなくむしろやむを得ない事情、やむにやまれぬ生活状況が共通した傾向としてあるということを認識する必要性を示したという意味で、意義が大きい。つまり、未受診・飛び込みによる出産に追い込まれる背景には、経済的に困窮した貧困状態での生活の中、医療保険制度や住民登録による自治体の母子保健によるケアやサービスなど、本来包摂されているはずの社会保障制度から抜け落ち排除された状態の中を生きることを余儀なくされ、妊娠によってさらにその状況を悪化させ追い詰められた、あるいは妊娠を契機にさらに、困難を深めていかざるを得ない女性の生活状況があるということが明らかとなつたということが言える。

## 5. おわりに

以上、女性の「妊娠」や出産といったリプロダクティブヘルスに関わるライフイベントにおいて生じる葛藤と困難を基本的理解それに関連するいくつかの問題について、女性が直面する困難が特に経済的状況や社会の仕組みとの関係の中でどのように立ち現れているのかについて着目して整理してきた。その結果、生殖技術の進展とリプロダクティブヘルスライツの理念の確立により、妊娠することが可能な性としての女性はその権利を手にし、個人の責任の下、権利が行使されているはずという社会の言説とは裏腹に、多くの女性において妊娠や出産に関して多くの様々な葛藤が生じていることが分かった。妊娠という状況が発生し葛藤が生じた場合に迫られる何かしらの決断には、

パートナーや家族との関係性の他、経済的状況が大きな要因となっていることが示唆された。またその決断は本当に望む結論というより、今の現実的状況の中での「適応的な選好」である可能性がある。社会保障制度も一定程度整い、ある程度成熟した社会においてなぜそのようなことが起きているについては、今後改めて検討していく必要がある。

さらに妊娠における葛藤は多くの女性が経験している問題である一方、とりわけ一部の女性において養育困難や児童虐待、妊婦検診未受診での飛び込み出産など、より深刻な事態へ陥る場合があり、そのことにも社会保障制度からの排除や経済的困窮が関わっていることも示唆された。リプロダクティブヘルスに関わることは医療との関わりが欠かせないにもかかわらず、日本では公的医療の現物給付から除外する仕組みの中、個人負担の額はとても大きい。子育て以前の大きな経済的負担は、妊娠における葛藤に大きく関わっていることが推察される。それでも健康保険に加入し、住所を持ってその居住地に住民登録ができるといった社会保障制度に包摂されていれば、その自治体の母子保健のサービスや出産育児一時金などの社会手当を得ることができる。しかし、原家族、パートナーを含め経済的困難と不安定な関係性が社会保障制度から排除された状態を引き起こす要因として考えられた。であるなら、単に本人の問題ではなく、世代間にわたって不利な状況のライフコースをたどってきたことが妊娠・周産期に関わる深刻な葛藤や困難の背景にあることを示唆するものと考えられるが、まだ明らかになっていないことが多い。少なくともそれらは決して「安易な」ものでも個人的なものでもなく社会の仕組みとの関連した問題として捉える必要があるのでないだろうか。

以上のことから、近代標準家族（堅田 2012）を基準に制度設計がなされている社会保障制度の中で、非標準型家族や原家族との関係性で

の不利や、不安定就労などによる経済的脆弱な状況における妊娠・出産に関する困難がどのようなものなのか、ひとりひとりのライフコースと背景について丁寧に見ていくこと、さらには、経済的困窮と「妊娠」や出産における困難との関係において、特に未成年だけではなく成人実母による新生児虐待死の内情、助産制度の利用などあまり明らかになっていない事柄について実証的に明らかにしていく必要があるといえる。

理念的概念であるリプロダクティブヘルスライツは等しく女性の権利として確立している。今後の課題は、理念的概念を基に実社会で生きる人の実際の暮らしの中で、その理念がどう活かされているか、または権利が侵害されているとすればどんな事実があるのか、どういう構造によるものかなど、実質的に問うていくことが必要となる。特に社会的不利にある人の困難に関して、個人責任とする見方から、社会的公正と照らして検討されることが今後の重要な課題といえる。

#### 注

- 1) リプロダクティブヘルスは生殖過程に病気や異常が存在しないだけでなく、生殖過程が身体的精神的及び社会的に完全に良好な状態を指し、女性の権利として提唱されている。さらに、リプロダクティブヘルスライツは狭義では妊娠出産を巡る健康と自己決定権のことを指すが、広義ではそのプロセスを含め広く性をめぐる健康と自己決定権を意味するとされる。本稿では広義として扱う。
- 2) バースコントロールは産児数の調整や出産時期の調整といった受胎調節のことを指す。
- 3) 出産育児一時金は健康保険の被保険者及びその被用者が出産した場合、健康保険の保険者へ申請すると一時金としておよそ42万円が支給される（医療機関により減額あり）。
- 4) 葛藤とは心理学的には二つ以上の対立する

欲求が同時に働いてそのいずれかを選択するかで悩み迷う状態を指す。これだけを見ると葛藤とは個人の心理的・内面の問題のように見えるが、その心理的内面的葛藤状態を引き起こしているのは、「社会的側面」との関連によるものも大きいことは考慮されるべき点として捉えられる必要がある。

- 5)ここ数年の中絶の減少傾向の背景には、事後の緊急避妊薬の効果も指摘されている。

#### 文献

- ・阿江竜介他（2012）「わが国における自傷行為の実態 2010年度全国調査データ解析」『日本公衆衛生誌』第9号、665-674
- ・青木康子他編（2003）『第3版助産学大系 第3巻妊娠・分娩の整理と病態』日本看護協会出版会
- ・Brockington,F,I “Motherhood and Mental Health” (1996) (=『母性とメンタルヘルス』(1999) 岡野禎治監訳、日本評論社
- ・藤井東治（1996）「「望まない妊娠の結果生まれた児」への虐待を巡る問題—児童虐待に関する調査と考察—」『家族心理学研究』第10巻第2号、105 - 117
- ・福井知美他（1999）「望まないで生まれた児と母親の精神保健に関する研究」『乳幼児医学心理学研究8』(1) 37-52
- ・一瀬篤（2016）「「妊娠・出産包括支援事業」とは」『保健師ジャーナル』Vol.72 No.1、8-13
- ・一般社団法人全国妊娠SOSネットワークホームページ： <http://zenninnet-sos.org/>, 2017.3.23
- ・水主川純、田中守（2014）「特集 周産期医療と虐待 妊婦健康診査未受診と児童虐待」『周産期医学』Vol.44 No.1、2014-1、25 - 28
- ・堅田香緒里（2012）「女／貧困／福祉 主婦と売春婦の分断と共謀」『現代思想』11Vol.40-15
- ・加藤秀一（2004）『〈恋愛結婚〉は何をもたらしたのか—性道徳と優生思想の百年』ちくま新書

- ・国民健康保険中央会：「正常分娩の平均的な出産費用について」（2016年7月）  
[https://www.kokuho.or.jp/statistics/lib/h27nendo\\_syussan1-4.pdf](https://www.kokuho.or.jp/statistics/lib/h27nendo_syussan1-4.pdf), 2017.3.23
- ・厚生労働省（2016）「子ども虐待による死亡事例検証結果 12 次報告」
- ・近藤日出夫（2008）「女子少年による嬰児殺の研究」『犯罪社会学研究』第33号、157-176
- ・Lister, Ruth (2004) "Poverty" (=松本伊智朗監訳 2011) 『貧困とはなにか』、明石書店
- ・光田信明（2014）「特集 周産期医療と虐待妊娠中からの対応 児童虐待の産科的背景」『周産期医学』Vol.44 No.1、2014-1、17 - 23
- ・村山より子（2007）「第3章女性のライフステージとその特徴②成熟期」久米美代子、飯島治之編『ウーマンズヘルス－女性のライフステージとヘルスケア』医歯薬出版株式会社
- ・Nussbaum,C,Martha (2000) "Women and Development The Capabilities Approach" (= 池本幸生他訳（2005）『女性と人間開発 - 潜在能力アプローチ』岩波書店
- ・内閣府(2005)国民生活白書平成17年度版

- ・大日向雅美（1988）『母性の研究』川島書店
- ・大阪産婦人科医会（2014）「未受診や飛び込みによる出産等実態調査報告」
- ・佐藤拓世（2016）「妊娠・出産期における子どもの貧困の発見と支援」『都市問題』2016年6月号、23-27
- ・白井千晶（2014）「妊娠葛藤・子の養育困難にある女性の養子に出す意思決定プロセスと公的福祉 特別養子縁組で子を託す女性の語りから」『和光大学現代人間学部紀要』第7号、55-75
- ・田口朝子（2012）「妊娠葛藤の質的構造—妊娠から出産に至るまでの女性たちの悩みの声—」『生命倫理』Vol.22 No.1、14-25
- ・塙原久美（2014）『中絶技術とリプロダクティブ・ライツ フェミニスト倫理の視点から』勁草書房
- ・吉田佳代、前田ひとみ（2014）「望まない妊娠の予防対策に関する研究—A 県における人工妊娠中絶経験者の面接調査から—」『母性衛生』第54巻4号：604-611

## **機関誌『北海道社会福祉研究』編集規程**

1. (名称) 本誌は、北海道社会福祉学会の機関誌『北海道社会福祉研究』と称する。
  2. (目的) 本誌は、原則として本会会員の社会福祉研究の発表にあてる。
  3. (発行) 本誌は、原則として1年に1号を発行するものとする。
  4. (投稿規程) 原稿の投稿は、所定の規程に従う。
  5. (編集) 本誌の編集は、編集委員会が行う。編集委員は、理事会において選出する。
  6. (掲載) 原稿の掲載は、審査結果に基づき編集委員会が決定する。
  7. (事務局) 編集委員会事務局は編集委員会委員長の所属機関におく。
  8. (著作権) 本誌に掲載された著作物の著作権は一般社団法人日本社会福祉学会に帰属する。
- (附則)
1. 本規程は、2009年2月28日より施行する。
  2. 本規程は、2013年4月1日より施行する。

## **機関誌『北海道社会福祉研究』投稿規程**

1. 共同研究者も含め、投稿者は北海道社会福祉学会会員であること、または、学会への会員登録を申請中であること。ただし、機関誌への掲載は、学会入会承認後であることとする。
2. 論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題は、原則として本会会員による自由投稿とする。
3. 投稿する原稿は未発表のものに限る。日本社会福祉学会研究倫理指針「F 二重投稿・多重投稿」を参考し、同じデータ・事例・資料等に基づいて投稿者及びそのグループが執筆した別の論文・報告書等（共同執筆も含む）があれば、投稿時に添付すること。なお、添付する資料には、既発表論文・報告書等のみならず、現在査読中であるものも含む。
4. 投稿原稿は、1編ごとに独立、完結したものと扱い、審査過程に挙げる。したがって、表題に「上、下」「1報、2報」「I、II」等をつけない。
5. 投稿の締切りは、毎年11月末日とする。
6. 印刷した原稿およびUSBメモリあるいはCD-R等の提出媒体を、北海道社会福祉学会機関誌編集委員会事務局宛てに送付する。
7. 投稿論文掲載の可否は、審査の上、編集委員会が決定する。
8. 投稿された原稿は2年間保存のうえ、廃棄する。
9. 投稿論文の審査結果に不満がある場合には、文書にて編集委員会に申し立てることができる。また、編集委員会の対応に不服がある場合には、北海道社会福祉学会理事会に不服を申し立てることができる。
10. 研究動向欄は、社会福祉に関する研究動向のレビュー・紹介にあて、掲載については編集委員会が依頼を行う。
11. 書評欄は、国内外の社会福祉研究に関する批評にあて、その依頼は編集委員会が行う。
12. なお採用された投稿論文は電子化のうえ北海道社会福祉学会HPへWEB登録される。また、J-STAGEでの閲覧が可能となる。その著作権は一般社団法人日本社会福祉学会に帰属する。
13. 本規程の改廃は、編集委員会で検討し、理事会の承認を経て行う。

- 付則
1. 本規程は、2009年2月28日より施行する。
  2. 本規程は、2013年4月1日より施行する。
  3. 本規程は、2016年4月1日より施行する。

## 機関誌『北海道社会福祉研究』執筆要領

1. 共同研究者も含め、投稿者は北海道社会福祉学会会員であること、または、学会への会員登録を申請中であること。ただし、機関誌への掲載は、学会入会承認後であることとする。
2. 本誌には、論文、調査報告、実践報告、研究ノート、資料解題、研究動向、書評などの欄を設けるが、原則として本会会員による自由投稿とする。
3. 投稿する原稿は、未発表のものに限る。もし同じデータ、事例、資料等に基づいて投稿者が執筆した別の論文、報告書等（共同執筆を含む）があれば、投稿時に添付すること。また、投稿原稿は、1回ごとに独立・完結したものとして扱い査読を行うので、表題に「上、下」「1報、2報」「I、II」等をつけない。
4. 投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて2万字（400字詰原稿用紙換算で50枚）以内とし、図表は1点につき600字換算とし、図表込みで2万字以内を厳守すること。ただし1頁全体を使用する図表については1600字換算とする。
5. 投稿の締切りは、7月、11月、3月の月末とする。
6. 投稿論文掲載の可否は、編集委員会による審査の上、投稿者に結果が通知される。
7. 投稿する原稿の執筆にあたって
  - ・原則としてワープロまたはパソコンで作成し、縦置A4版用紙に横書きで、1600字（40字×40行）で印字した原稿2部とCD-Rを提出する。
  - ・投稿に際しては、印字した原稿に3枚の表紙をつけ、本文にはタイトル（英文タイトル併記）のみを記載し、所属、氏名、会員番号を記載しないこと。
  - ・表紙の1枚目には、①タイトル、②原稿の種類、③所属、氏名（連名の場合は全員）、④連絡先を記入する。なお、掲載時には読者からの問い合わせを可能にするために、原則として連絡先（住所または電子メールアドレス）も掲載するが、希望しない場合はその旨明記すること。また、原稿の種類は①論文、②調査報告、③実践報告、④資料解題、⑤書評から選択する。
  - ・表紙の2枚目には、和文抄録（400字以内）とキーワード（5語以内）を記載する（無記名）
  - ・掲載決定通知後の最終原稿は次のとおり作成する。  
① 本文・注・引用文献は、ワードかテキスト形式で保存したファイル（添付ファイル送付可）および縦置きA4版用紙に編集委員会の指定による様式（40行×23字の2段組み）、タイトルはゴシック16ポイント、著者名は12ポイント、本文は10.5ポイント明朝で印字した原稿を1部提出する。  
②図表は、本文とは別に1葉ごとにA4版にコピーして提出する。図表の挿入箇所は、本文に明記する。なお、特別な作図などが必要な場合には、自己負担を求めることがある。
8. 原稿およびCD-R等は、北海道社会福祉学会編集委員会事務局に送付する。
9. 文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新かなづかいを原則とする。注や文献引用の記述形式は、「日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』投稿規定【引用法】」によるものとする。
10. 投稿原稿に利用したデータや事例について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または注に明記すること。
11. 投稿論文の査読は、著者名等を匿名にて行っているため、文献等の標記の際には、本人の著であっても「著者」「拙稿」とはせず、筆者名による表記とする。また、査読に対する回答の必要がある場合は編集委員会宛てにこれを行う。
12. 国内外の研究動向欄は、社会福祉に関連する研究動向のレビュー・紹介にあて、掲載については編集委員会が依頼を行う。
13. 書評欄は、国内外の社会福祉研究に関する批評にあて、その依頼は編集委員会が行う。

(附則)

1. 本要領は、2017年4月1日より施行する。

## □編集後記

メディアの発達は、地方にいても全世界とつながることを可能にした。さらに最近の翻訳ソフトの進歩により世界への情報発信も身近なものとなりつつある。このことは一地方誌に掲載される研究であっても、全国から、そして世界からアクセス可能な時代が来たということである。日本では特異な地域特性を持った北海道ではあるが、アジアや他の地域から見るとスタンダードに近い部分もあるかもしれない。活字の持つ可能性と責任を改めて感じる。(Y)

論文を書くということは相当な労力が必要です。そして、伝えたいことを伝わるように書くのはさらに難しい。私が査読付き某誌に投稿したときは超辛口コメントに心が折れましたが、今思うと、丁寧に査読してくれ、論文の書き方を指南してくれていたのでした。誰かに読んでもらうことで、書くことも上達すると思います。怖がらずに本誌を是非活用して下さい。(K)

この数年、複数回の査読と修正のやり取りを丁寧に行うことで、少しずつ掲載論文の質的向上が図られてきているのではと感じています。大学院は社会人入学の方も多くなってきていますが、ぜひとも本学会誌を「腕試し」の場として活用してほしいと思います。その結果として、地域の問題が浮かび上がるような地方学会誌になってくれると嬉しいのですが、それは本誌のこれから課題として考えていきたいと思います。(O)

今年度初めて編集委員会に参加して、丁寧かつ支持的な査読体制に同じ地域の研究者同士が集う地方学会誌の意義を感じました。

研究の道を歩み始めたばかりの方は諸先輩に胸を借りる気持ちで投稿していただきたいと思います。また、研究歴を重ねた方も含めて多くの方々にご投稿いただき、『北海道社会福祉研究』が発展していくことを願っています。(N)

北海道の雪どけとともに飛来するオオハクチョウは鳥の目で季節の変化を俯瞰しているのだろうか。研究者も変化をすばやく感じ取り俯瞰する力を研ぎ澄ましたいものである。多くの研究者のみなさんの研究成果を期待して、次年度の研究誌が大盛況となることを心待ちにしたい。(O)

## 北海道社会福祉研究 第37号

---

発行日	2017年3月31日
編 集	北海道社会福祉学会編集委員会
発行者	松本伊智朗(会長)
発行所	北海道社会福祉学会 〒004-8631 札幌市厚別区大谷地西2丁目3-1 北星学園大学短期大学部 藤原里沙研究室 TEL 011-891-2731(代表) FAX 011-896-7660
印刷	北海道リハビリー 〒061-1195 北広島市西の里507番地1

---